

基礎資料

令和 2 年 5 月 1 日
事務局

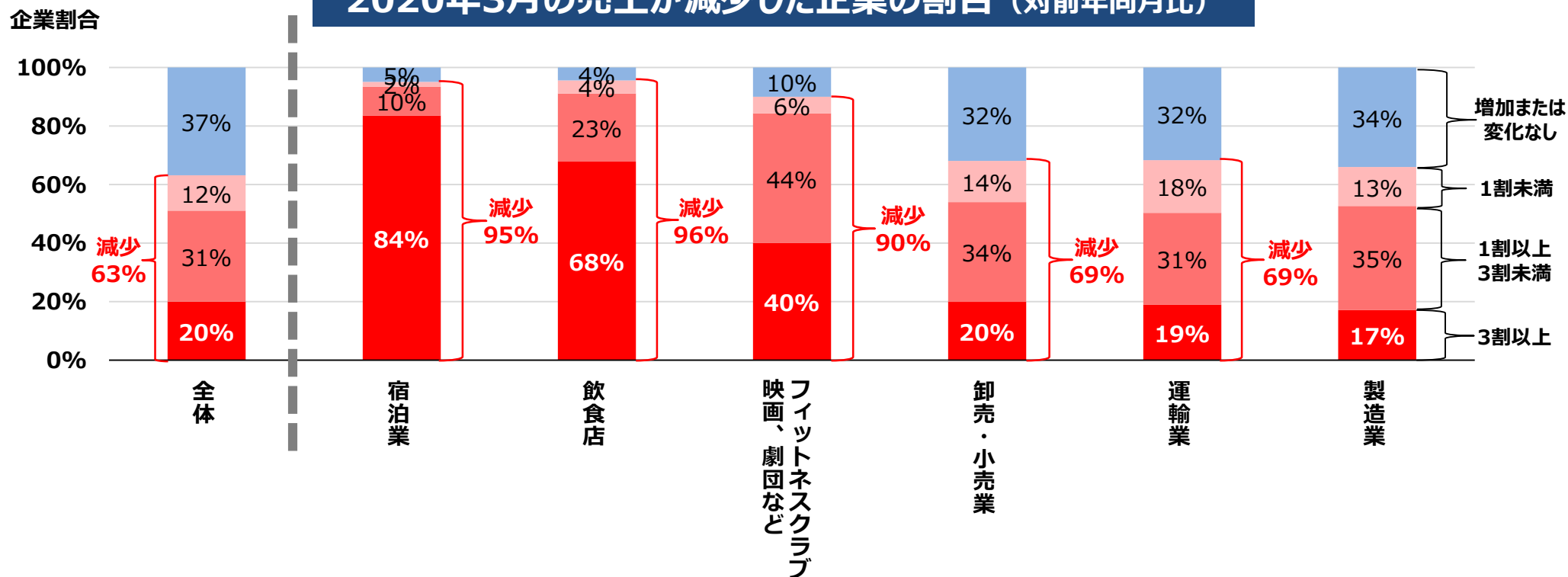
(注) 本資料は、成長戦略部会における議論の参考とするため、事務局が多様なデータや意見等を取りまとめたものであり、経済産業省の見解を示すものではない。

2020年3月の売上が減少した企業の割合

日本・経済全体

- 調査会社の日本企業に対するアンケートによると、2020年3月の売上が2019年3月と比べて減少した企業の割合は全体の63%にのぼる。
- 特に、宿泊、飲食、フィットネスクラブ等では、2020年3月の売上が3割以上減少した企業の割合が、それぞれ84%、68%、40%と高くなっている。

2020年3月の売上が減少した企業の割合（対前年同月比）

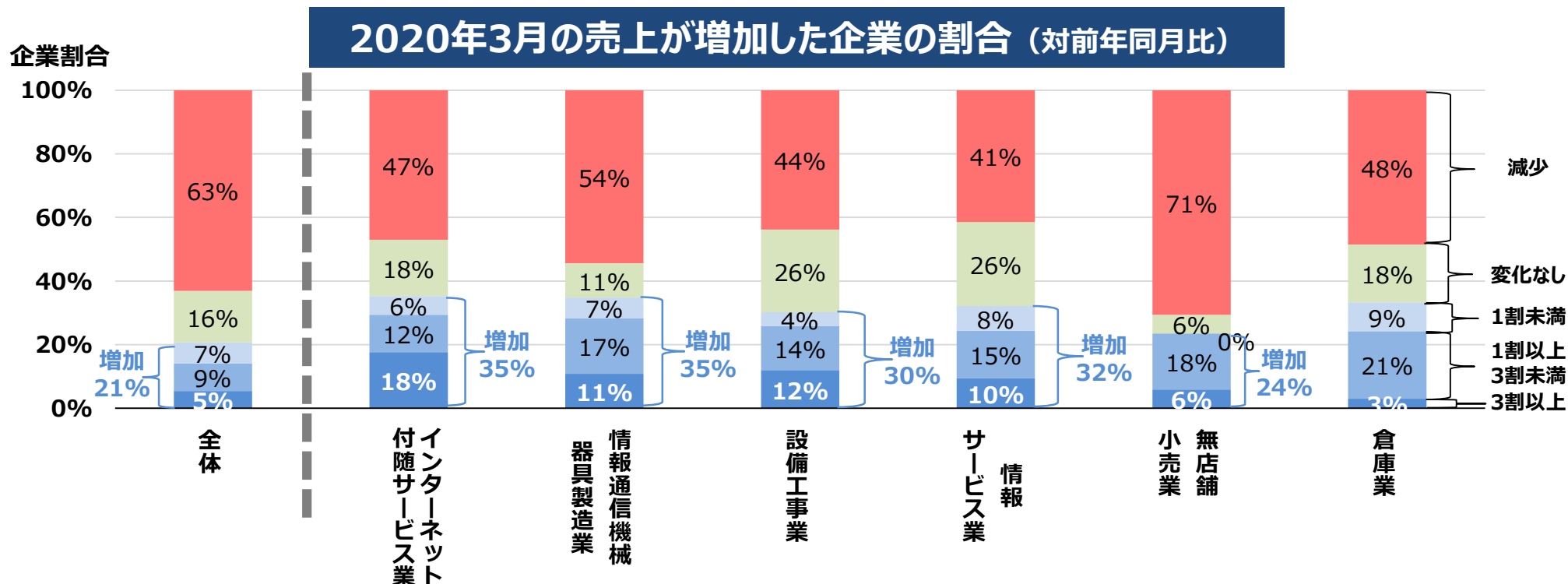


(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査（2020年3月27日-4月5日にインターネットでアンケートを実施）
「貴社の今年（2020年）3月の売上高は前年同月を「100」とすると、どの程度でしたか？」との質問に対する回答割合（回答数1,1241者）

(出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を基に作成。

2020年3月の売上が増加した企業の割合

- 一方、2020年3月の売上が2019年3月と比べて増加した企業は全体の21%となり、売上が3割以上増加した企業も5%存在。
- 特に、インターネット附随サービス（35%）、情報通信機械器具製造（35%）、情報サービス（32%）、無店舗小売（24%）など、情報通信関連業種において売上が増加した企業の割合が高い。



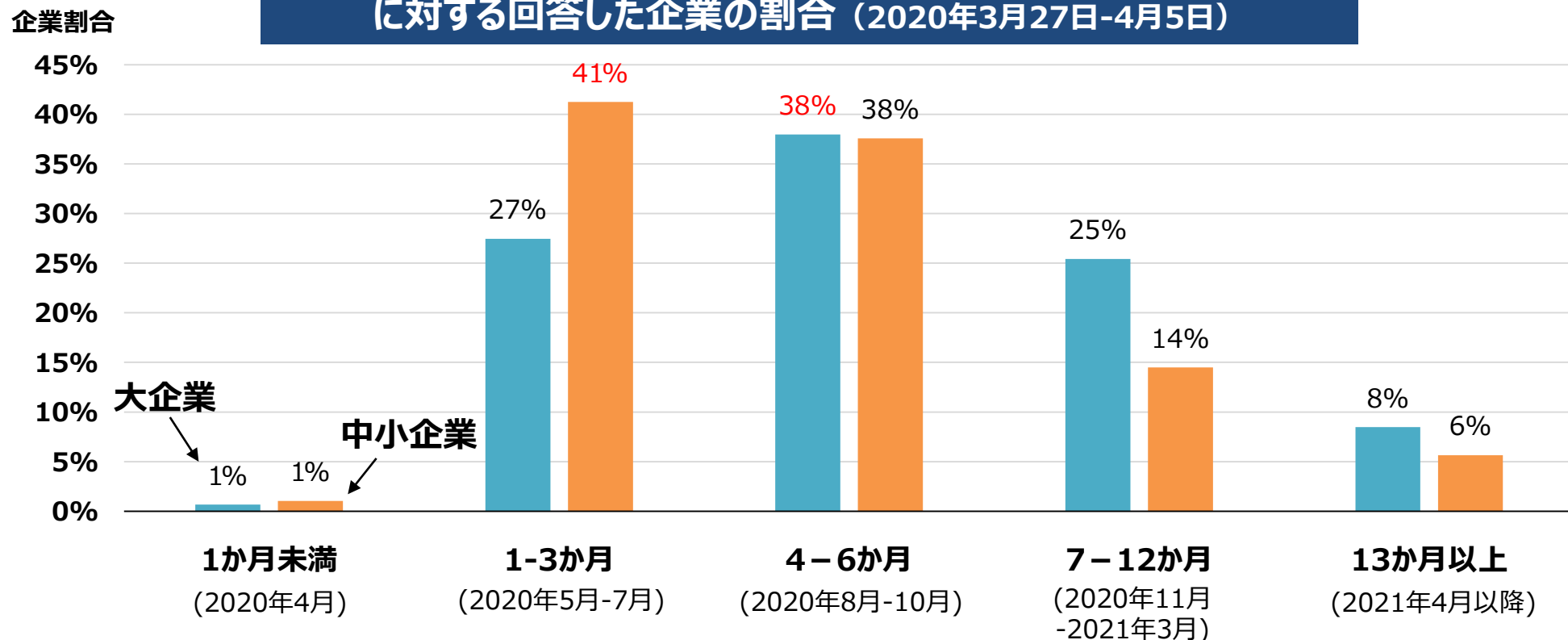
(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査（2020年3月27日-4月5日にインターネットでアンケートを実施）
 「貴社の今年（2020年）3月の売上高は前年同月を「100」とすると、どの程度でしたか？」との質問に対する回答割合（回答数1,1241者）
 (出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を基に作成。

現在の状況が続いた場合の決済への影響

日本・経済全体

- 「現在の状況が続いた場合、何か月後の決済が心配か」との問いに対し、大企業は「4-6か月（2020年8月-10月）」（38%）、中小企業は「1-3か月（2020年5月-7月）」（41%）との回答が最も多い。

「現在の状況が続いた場合、何か月後の決済が心配か」に対する回答した企業の割合（2020年3月27日-4月5日）



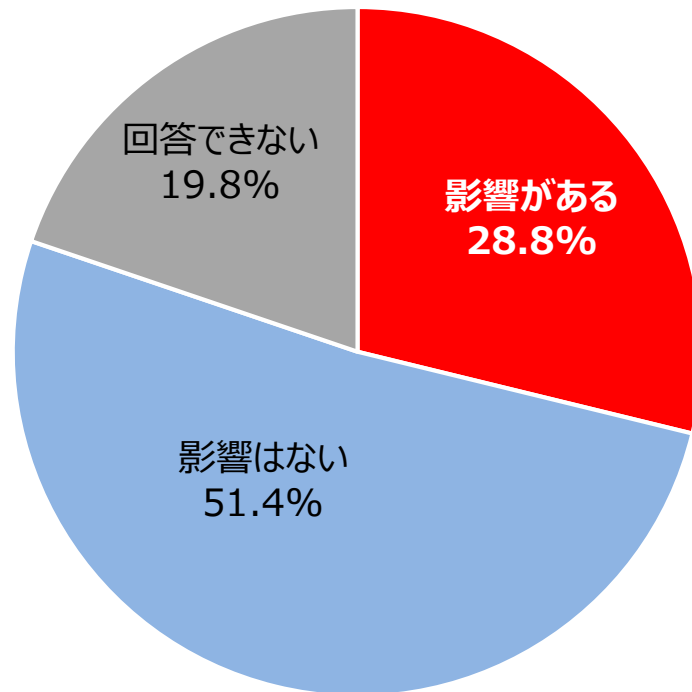
(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査（2020年3月27日-4月5日にインターネットでアンケート調査を実施）
大企業：資本金1億円以上（295社）、中小企業：資本金1億円未満又は個人事業主（4,326者）。

(出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

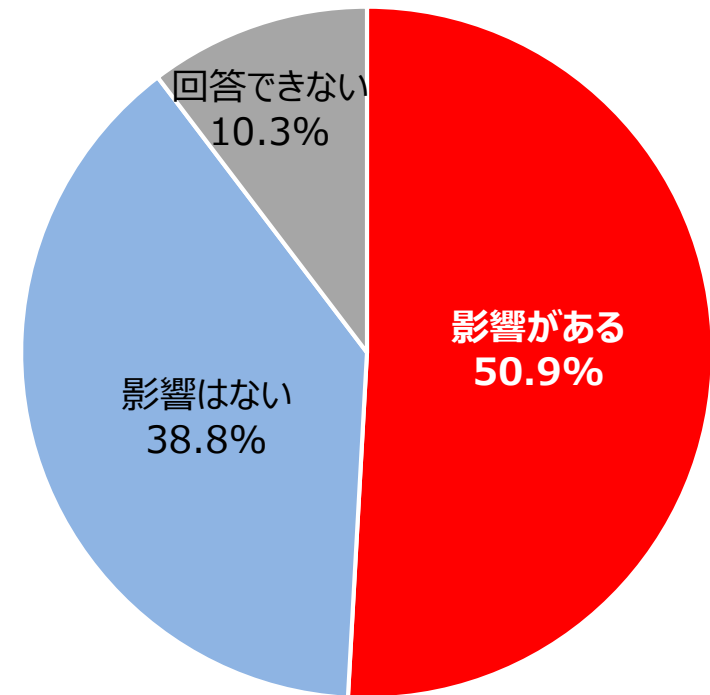
- 「現在の状況が継続した場合、資金繰りに影響がある」と回答した企業の割合は、大企業は全体の28.8%、中小企業は全体の50.9%。

「現在の状況が継続した場合、資金繰りに影響がある」と回答した企業の割合（2020年3月27日-4月5日）

大企業



中小企業



(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査（2020年3月27日-4月5日にインターネットでアンケートを実施）

大企業：資本金1億円以上（2,773社）、中小企業：資本金1億円未満又は個人事業主（14,157者）

(出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を基に作成。

上場企業の2019年度の業績予測

● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2019年度（多くは2019年4月～2020年3月）の業績予測を下方修正する上場企業が増加し、4月28日時点では、売上高が合計2.9兆円下方修正された。

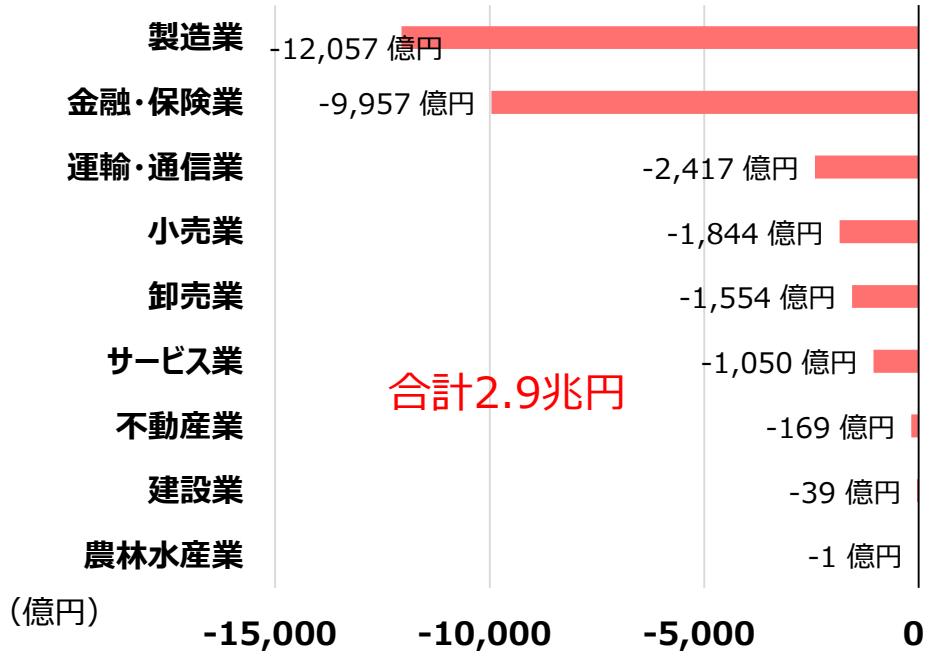
売上高の下方修正幅が大きい 上場企業の例 (2020年1月23日-4月29日公表分)

企業名	売上高の修正	純利益の修正
JXTGホールディングス (旧新日石・新日鉱)	-3,500億円	-4,550億円
ファーストリテイリング	-2,500億円	-650億円
パナソニック	-2,500億円	100億円
三菱自動車	-1,800億円	-310億円
エイチ・アイ・エス	-1,250億円	-121億円
全日空	-1,200億円	-670億円
デンソー	-1,100億円	-1,570億円
ビックカメラ	-1,000億円	-136億円
出光興産	-1,000億円	-1,250億円
住友化学	-800億円	-200億円

(注) 2020年1月23日以降、適時開示で「業績予想の修正」や「従来予想と実績との差異」などで業績の下方修正を開示した上場企業のうち、新型コロナウイルスの影響を理由としたもの。2020年3月期の業績。ただし、ビックカメラ、ファーストリテイリングは2020年8月期、エイチ・アイ・エスは2020年10月期の業績。

(出所) 東京商工リサーチ「上場企業「新型コロナウイルス影響」調査」を基に作成。

上場企業の業種別の 売上高の下方修正幅 (2020年2月1日-4月28日公表分)



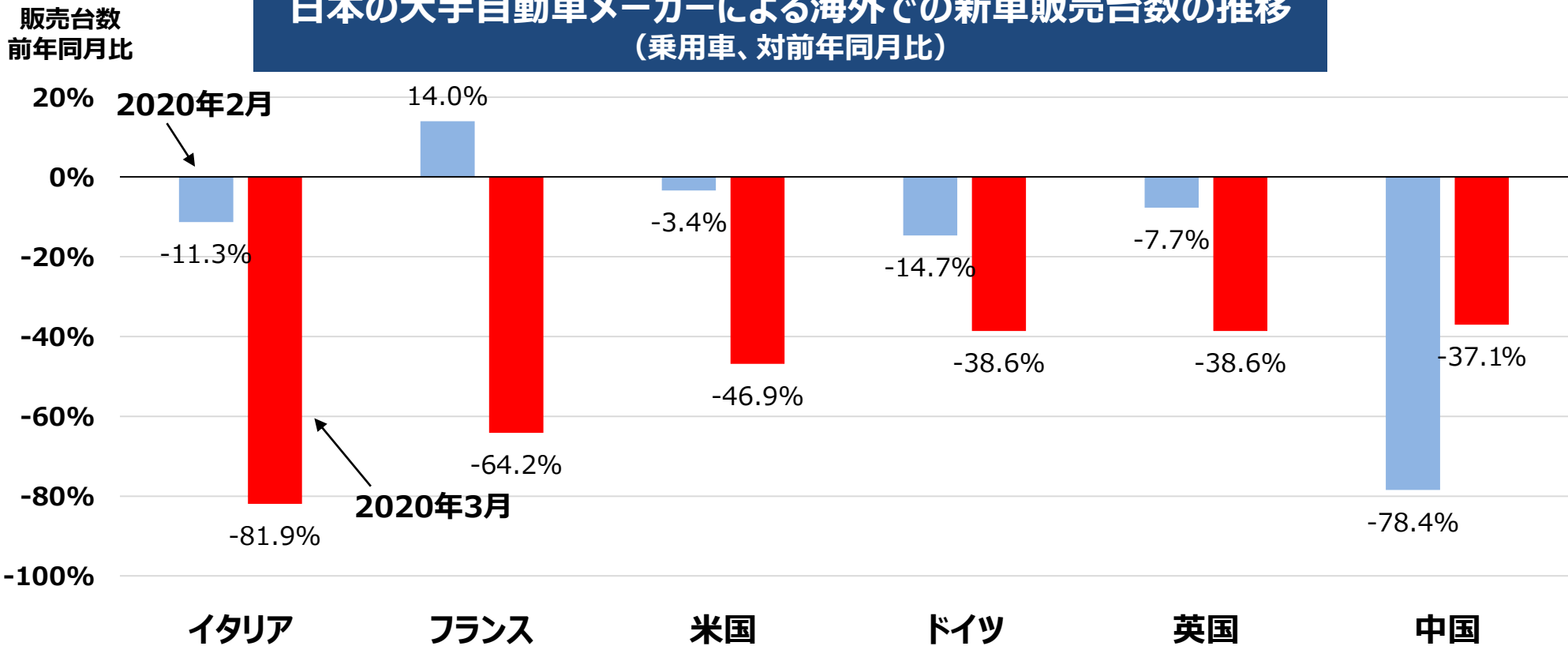
(注) 2020年2月1日以降、新型コロナウイルスの影響を含む要因によって業績予想を下方修正した企業のみをカウント。「金融・保険業」は持株会社を含む。

(出所) 帝国データバンク「新型コロナウイルスの影響による上場企業の業績修正動向調査 (2020年4月28日時点)」を基に作成。

日本の自動車メーカーの海外販売台数

● 日本の大手自動車メーカーによる乗用車販売台数は、米国、欧州、中国いずれにおいても大きく下落。

日本の大手自動車メーカーによる海外での新車販売台数の推移
(乗用車、対前年同月比)

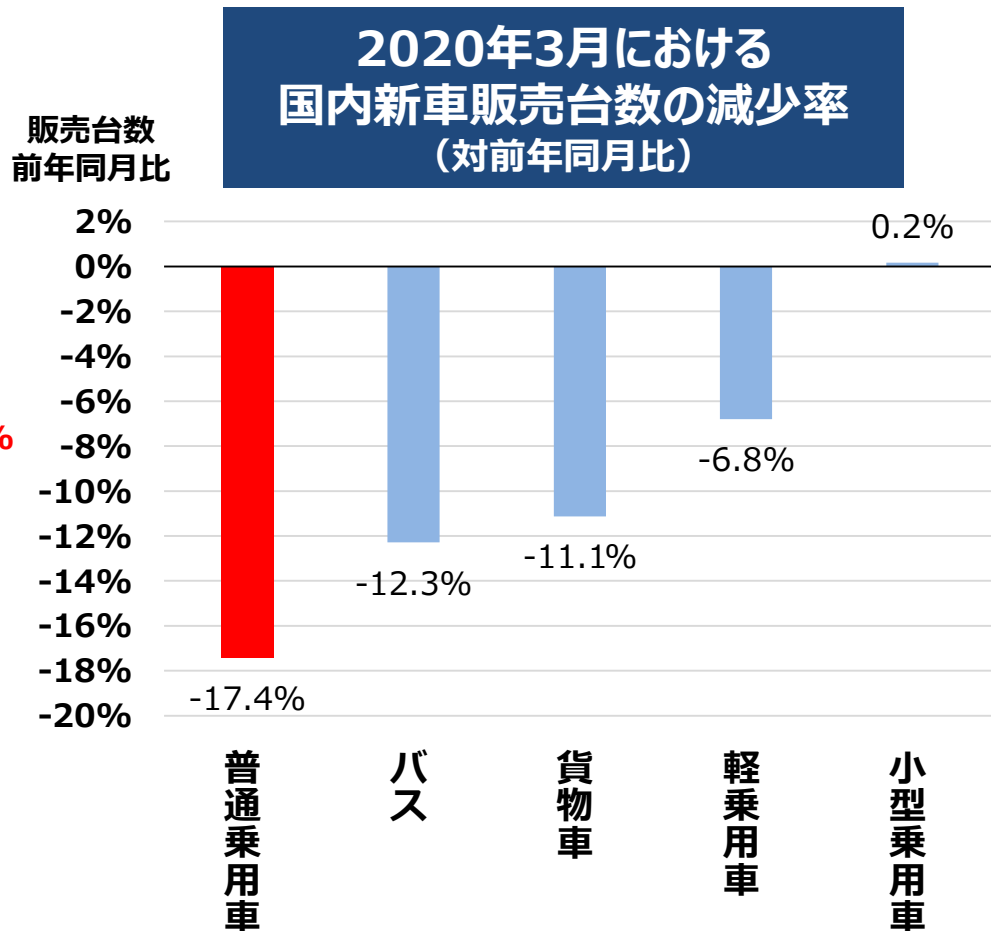
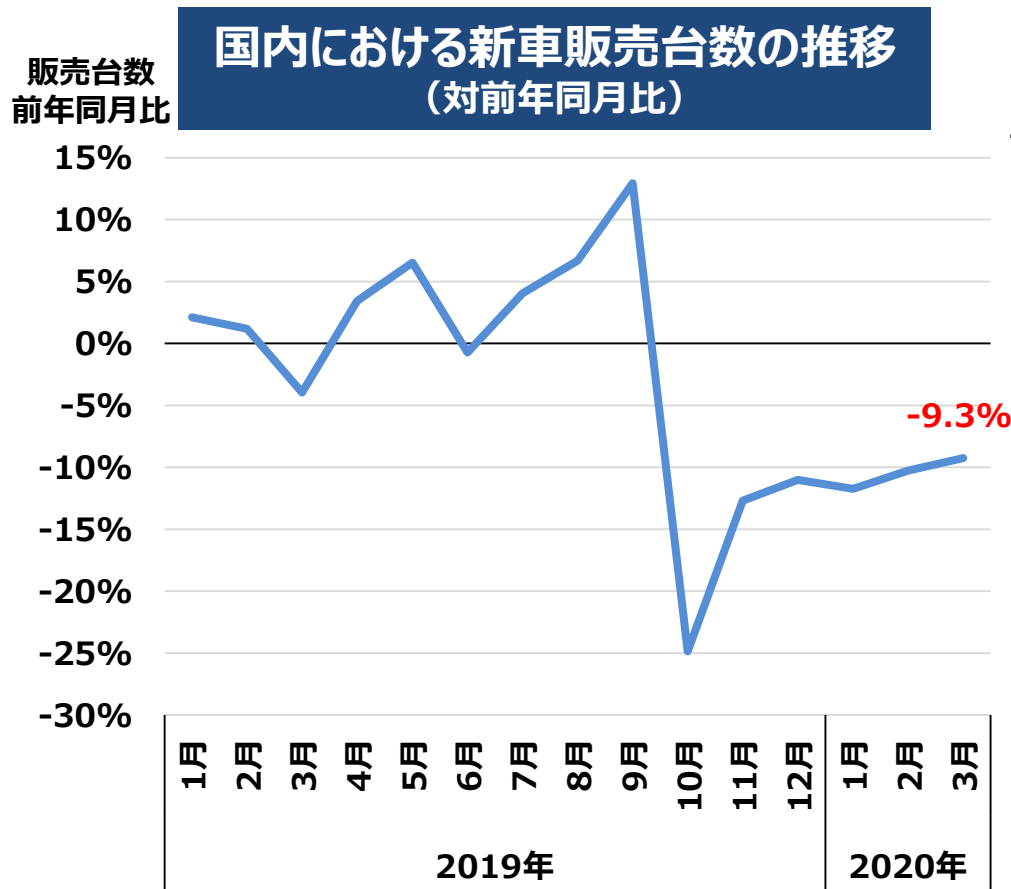


(注) 大手自動車メーカー:米国はホンダ、マツダ、三菱、日産、スバル、トヨタの合計値。中国はホンダ、マツダ、日産、トヨタの合計値。フランスはトヨタ、日産の合計値。その他はホンダ、マツダ、三菱、日産、スバル、スズキ、トヨタの合計値。

(出所) MARKLINESデータベースを基に作成。

国内における新車販売台数の推移

- 2020年3月の日本国内の新車販売台数は、前年同月比で▲9.3%。
- 普通乗用車の販売台数が、前年同期比で▲17.4%と最も減少幅が大きい。

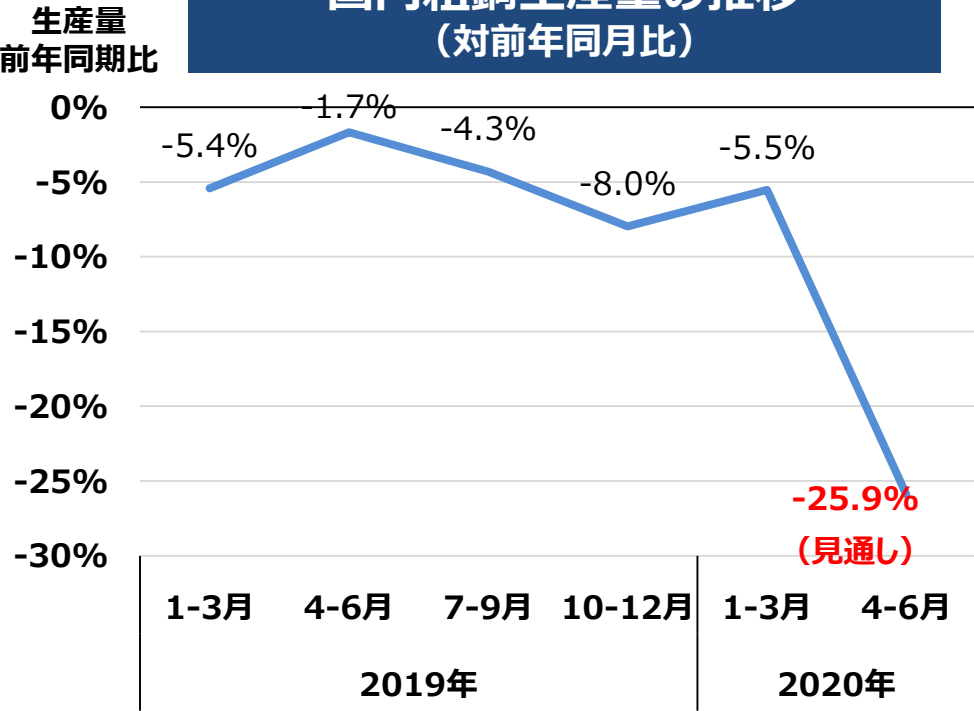


(出所) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会「ブランド別新車販売台数確報」を基に作成。

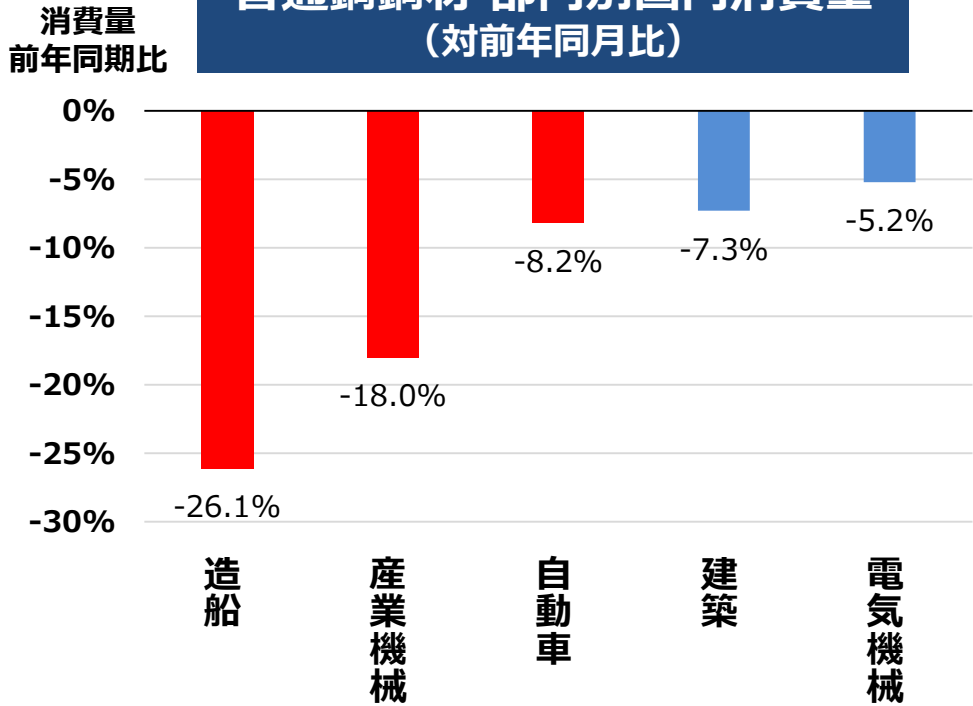
粗鋼生産量の見通し

- 2020年4-6月期の国内における粗鋼生産量は、対前年同期比で▲25.9%となる見通し。
- 普通鋼材の国内消費量は、造船で▲26.1%、産業機械で▲18.0%、自動車で▲8.2%となる見通し。

国内粗鋼生産量の推移
(対前年同月比)

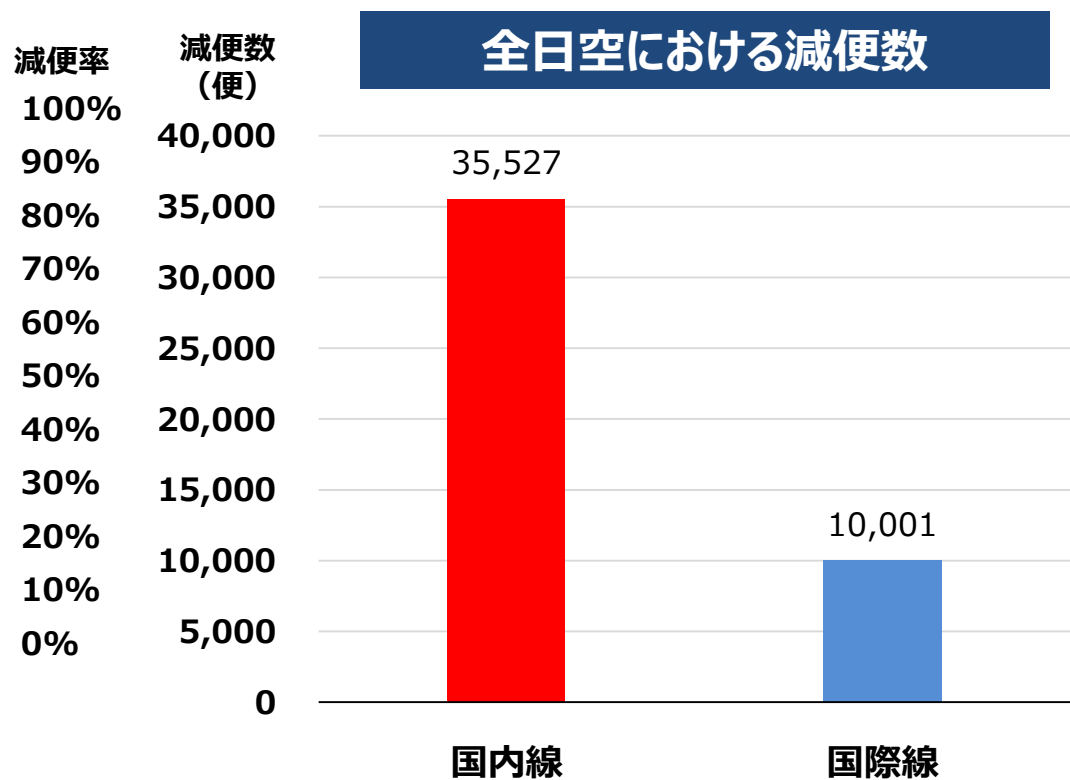
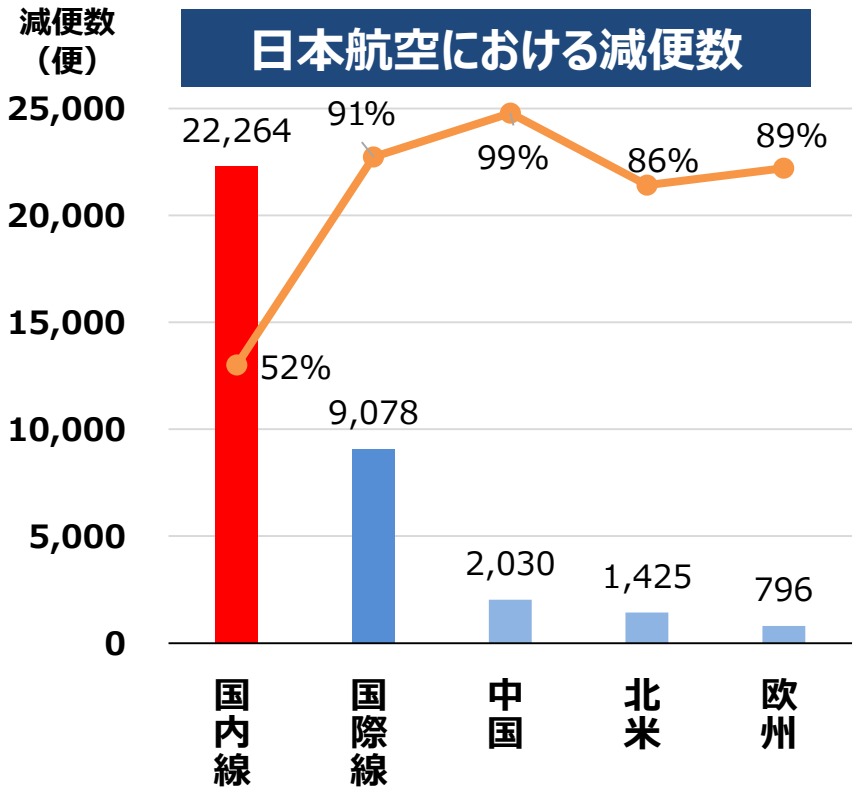


2020年4-6月見通し
普通鋼鋼材 部門別国内消費量
(対前年同月比)



(注) 2019年1-3月期～10-12月期は実績。2020年1-3月期は実績見込み。
(出所) 経済産業省「2020年度第1四半期(2020年4-6月期)鋼材需要見通し」を基に作成。

- 日本航空は、国内便で22,264便（2020年3月29日-5月17日）、国際便で9,078便（2020年3月29日-5月31日）を減便。
- 全日空は、国内便で35,527便（2020年3月29日-5月31日）、国際便で10,001便（2020年3月29日-5月31日）を減便。

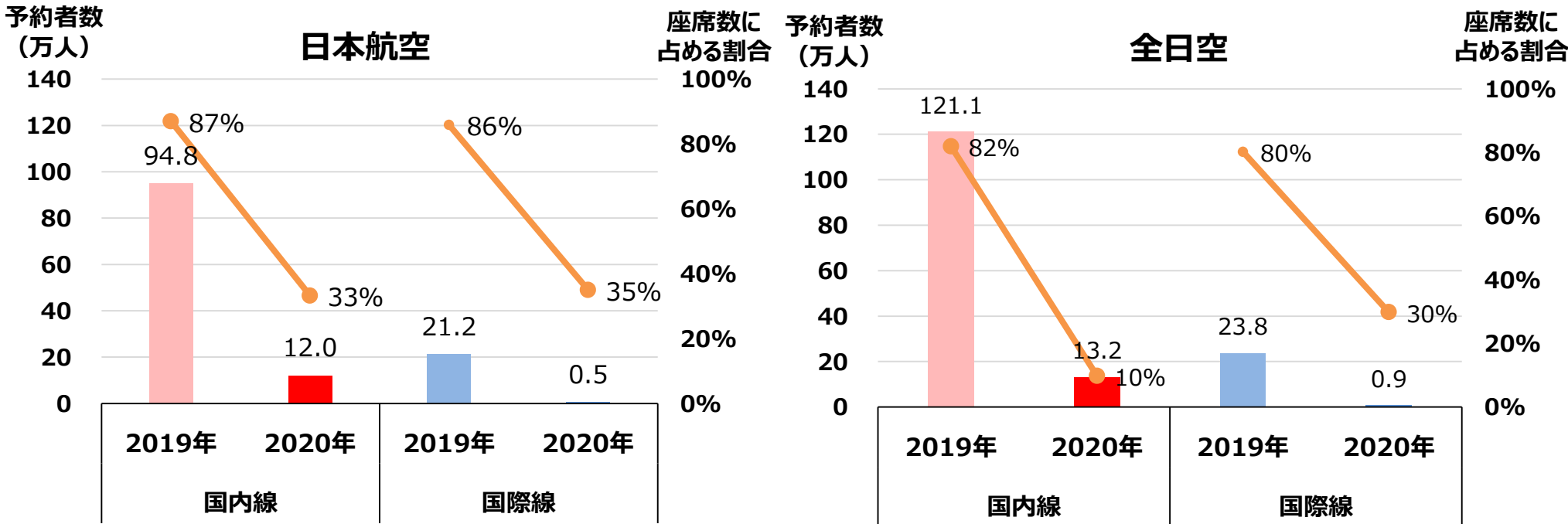


(注) 日本航空：国内便は4月28日発表、国際便は4月13日発表時点
 全日空：国内便は4月28日発表、国際便は4月22日発表時点。
 (出所) 日本航空、全日空資料を基に作成。

大型連休における航空業界の予約状況

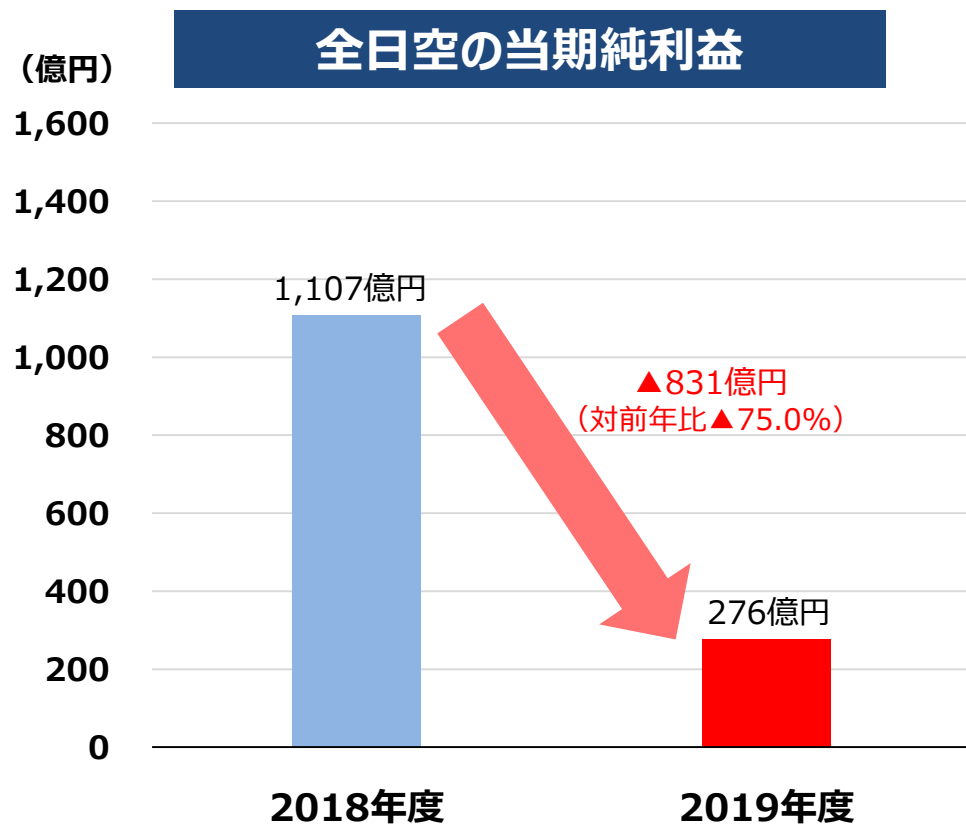
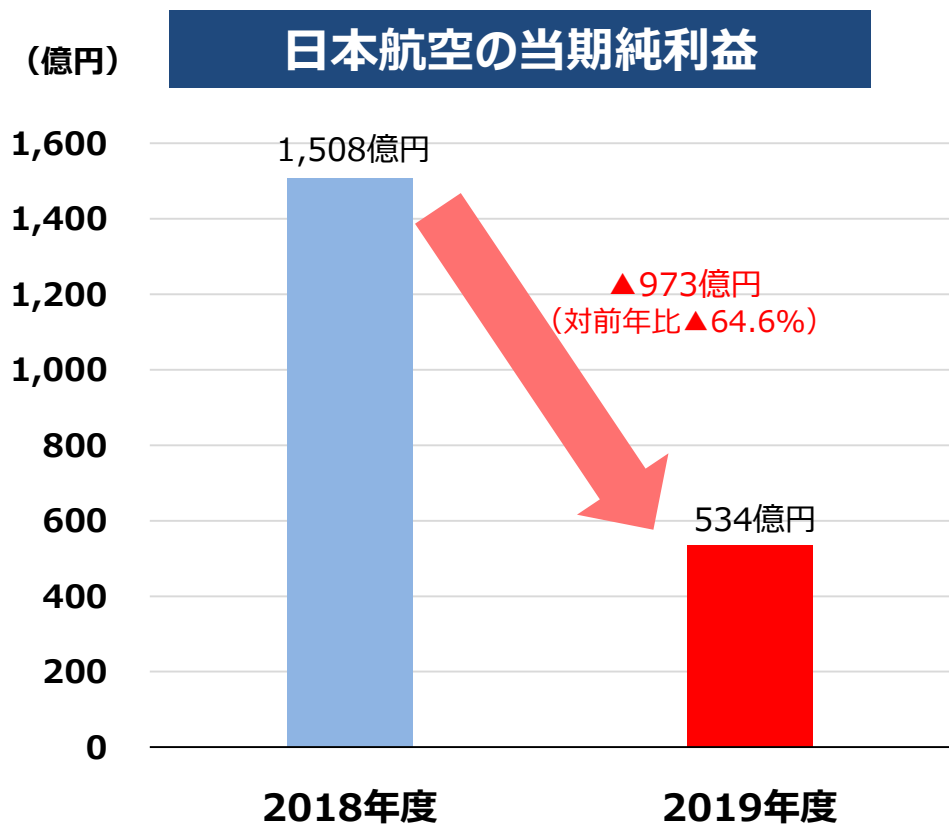
- 大型連休（4月29日-5月6日）中の日本航空の予約数は、国内線は2019年の94.8万人が2020年に12.0万人、国際線は2019年の21.2万人が2020年に0.5万人まで減少。
- 全日空の予約者数は、国内線は2019年の121.1万人が2020年に13.2万人、国際線は2019年の23.8万人が2020年に0.9万人まで減少。

大型連休における航空業界の予約状況（2020年4月29日-5月6日）



(注) 日本航空：4月22日発表時点、全日空：4月22日発表時点。
 (出所) 日本航空、全日空資料を基に作成。

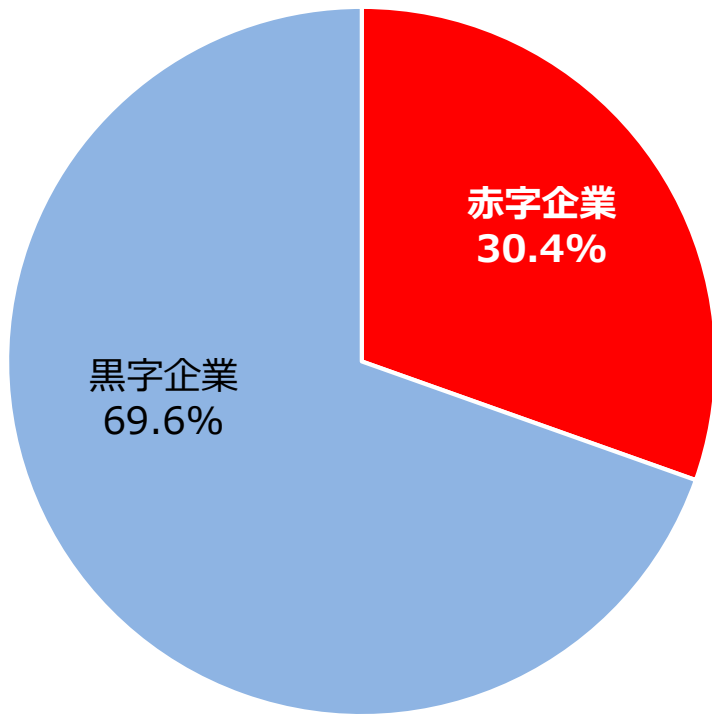
- 日本航空における2019年度（2019年4月-2020年3月）の当期純利益は534億円（対前年比▲64.6%）。
- 全日空における2019年度（2019年4月-2020年3月）の当期純利益は276億円（対前年比▲75.0%）。



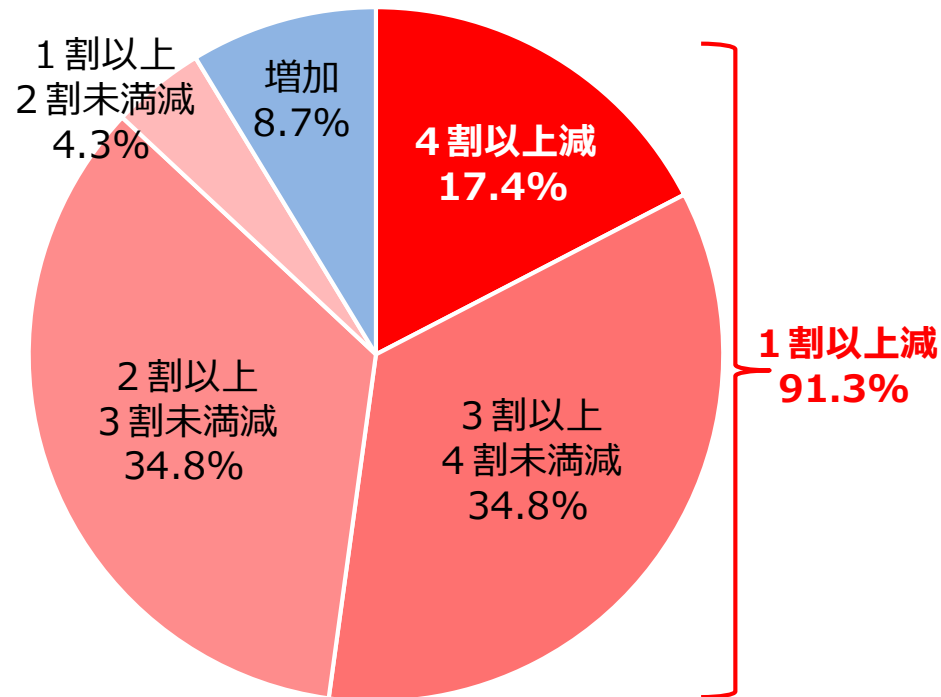
(注) ここでの当期純利益は、子会社の少数株持分を控除した当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）。
(出所) 日本航空、全日空資料を基に作成。

● アパレル分野では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の2019年10-12月期等において、そもそも赤字企業が30.4%存在していた。これがさらに悪化し、2020年3月におけるアパレル上場企業の91.3%は、売上高が対前年同月比で1割以上減少。

**アパレル上場企業における赤字企業の割合
(2019年10-12月期等)**



**2020年3月のアパレル上場企業の売上高
(対前年同月比)**



(注) 月次売上高を公表している東証1部、東証2部、ジャスダック上場企業23社。

左図：2019年事業年度第3四半期の数値。赤字企業は、税引き前当期純利益がマイナスの企業。

(出所) 帝国データバンク「上場企業（アパレル）の月次売上高動向調査（2020年3月分）」、Bloombergデータベースを基に作成。

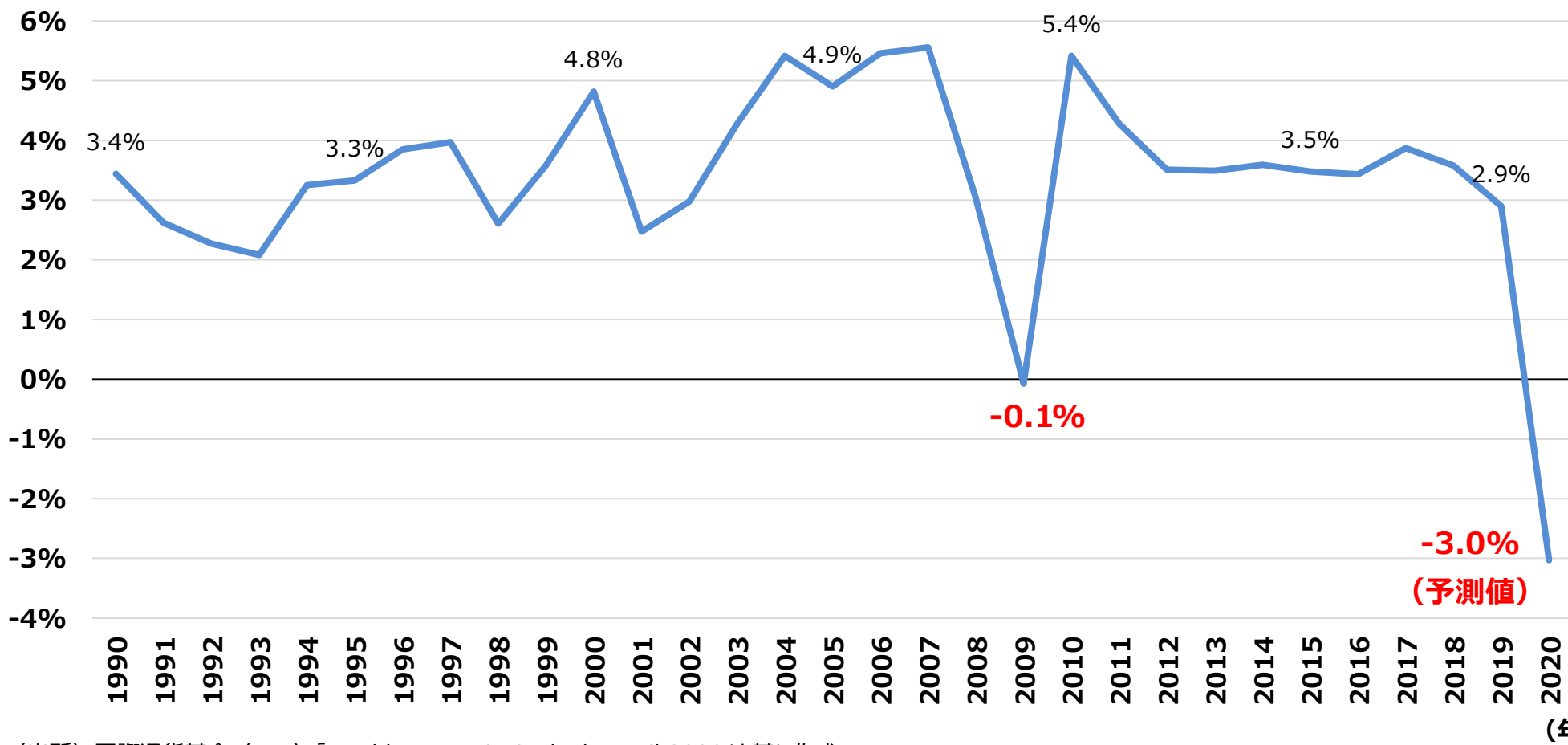
世界全体の実質GDP成長率の推移

世界・経済全体

- IMFは、世界全体の実質GDPが2020年に▲3.0%に低下すると予測。
- これは、リーマン・ショックの悪影響を受けた2009年の▲0.1%を超える見通し。

世界全体の実質GDP成長率の推移

実質GDP成長率



(出所) 国際通貨基金 (IMF) 「World Economic Outlook, April 2020」を基に作成。

(年)

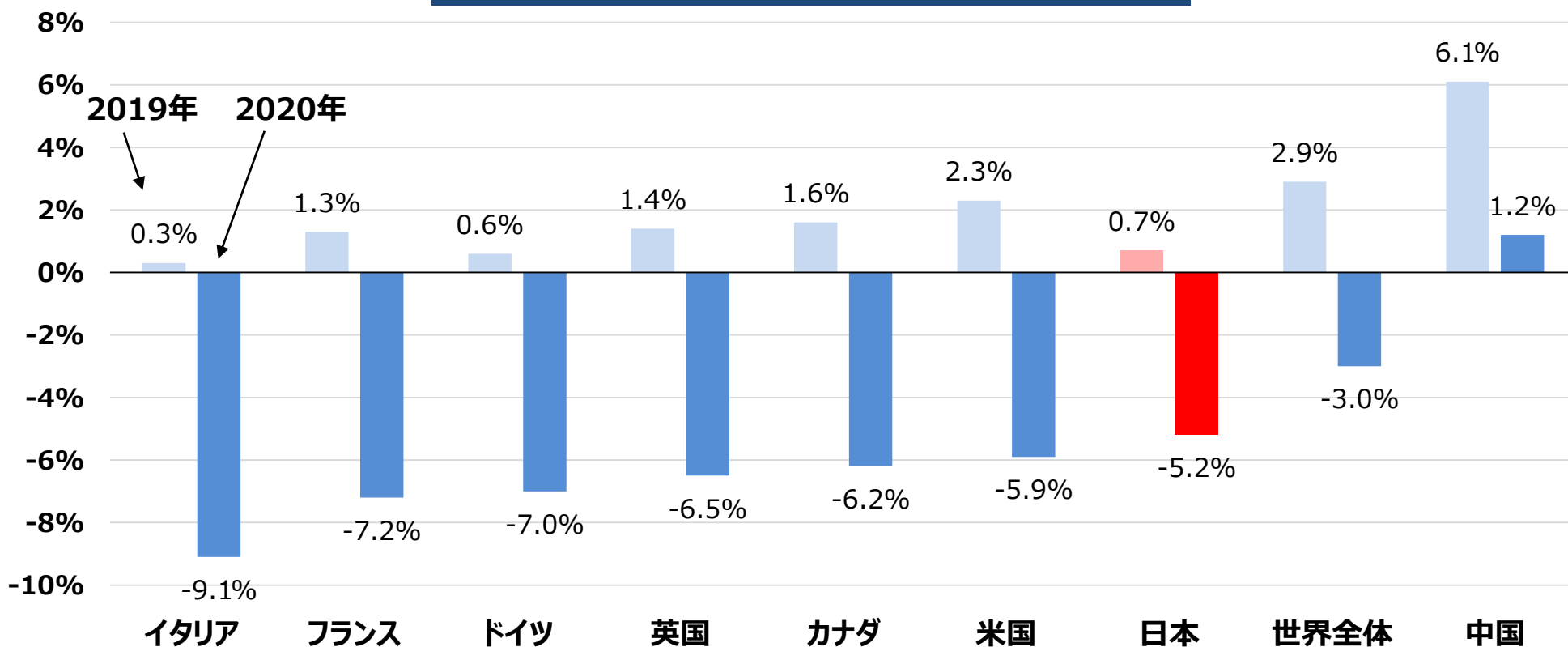
2020年の実質GDP成長率の見通し

世界・経済全体

- IMFの予測では、2020年の実質GDP成長率は、G7諸国は全て▲5%を超える見込み。
- 中国の実質GDP成長率も+1.2%まで落ち込む見込み。

実質GDP成長率

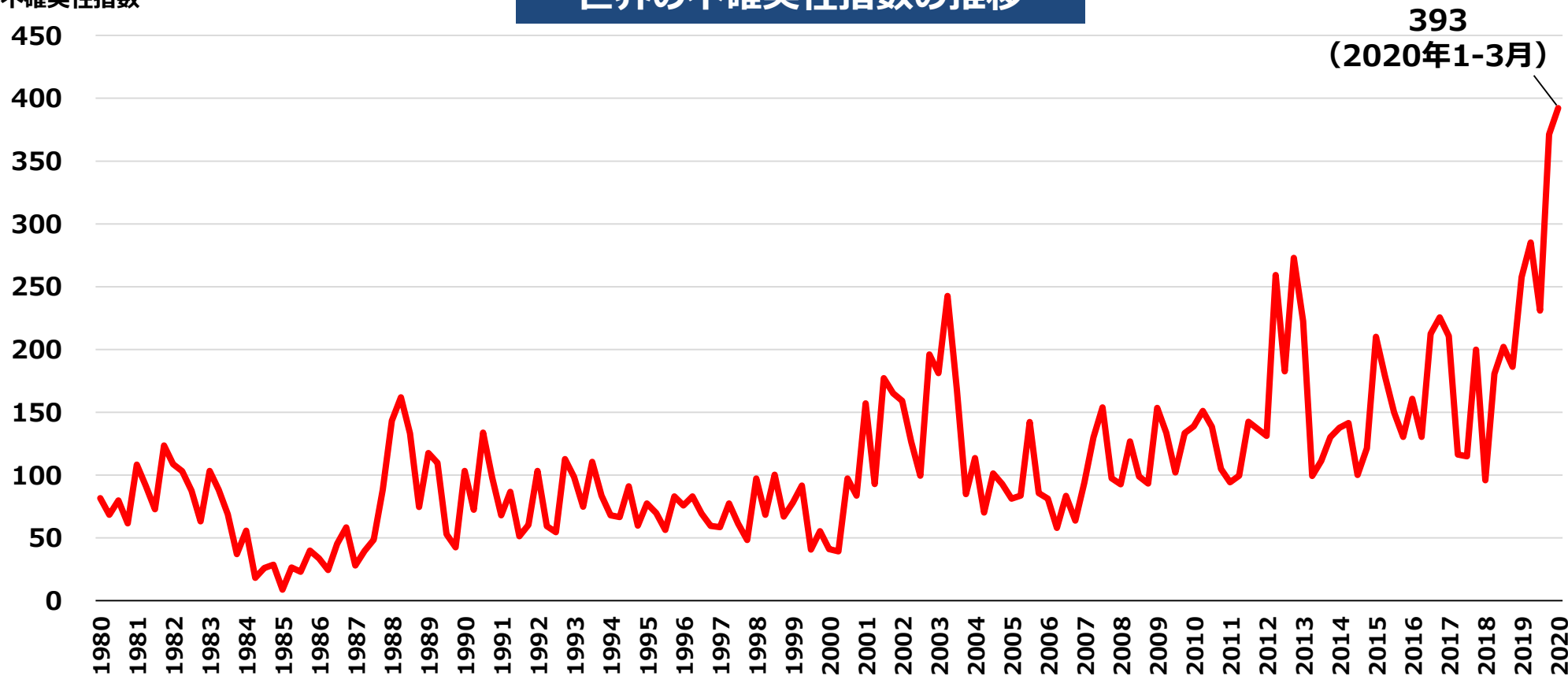
実質GDP成長率の見通し (IMF予測)



- 世界の不確実性指数（World Uncertainty Index. 政策をめぐる不確実性や経済の先行き不透明性を定量化した指標）はかつてない上昇。

不確実性指数

世界の不確実性指数の推移

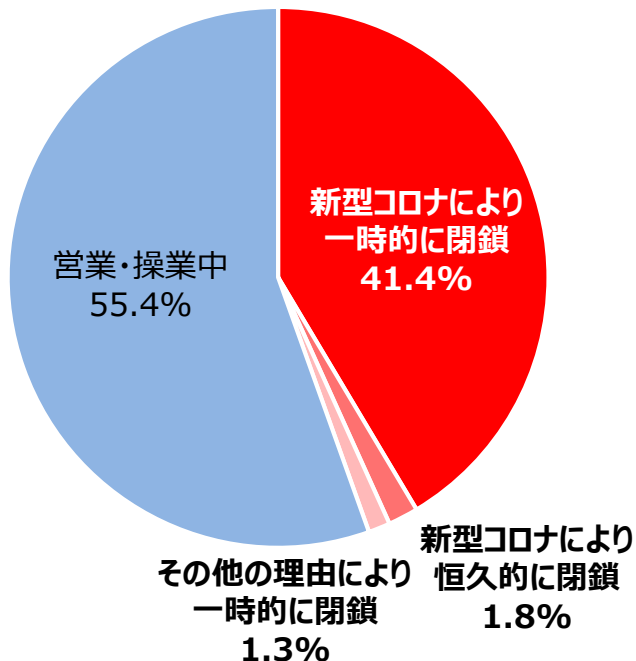


(注) 世界142国を対象に、四半期ごとのEconomist Intelligence Unit (EIU) 国別レポートにおける「不確実性」(及びその類義語)の使用頻度をカウントを作成した指標。各国GDP比の加重平均。

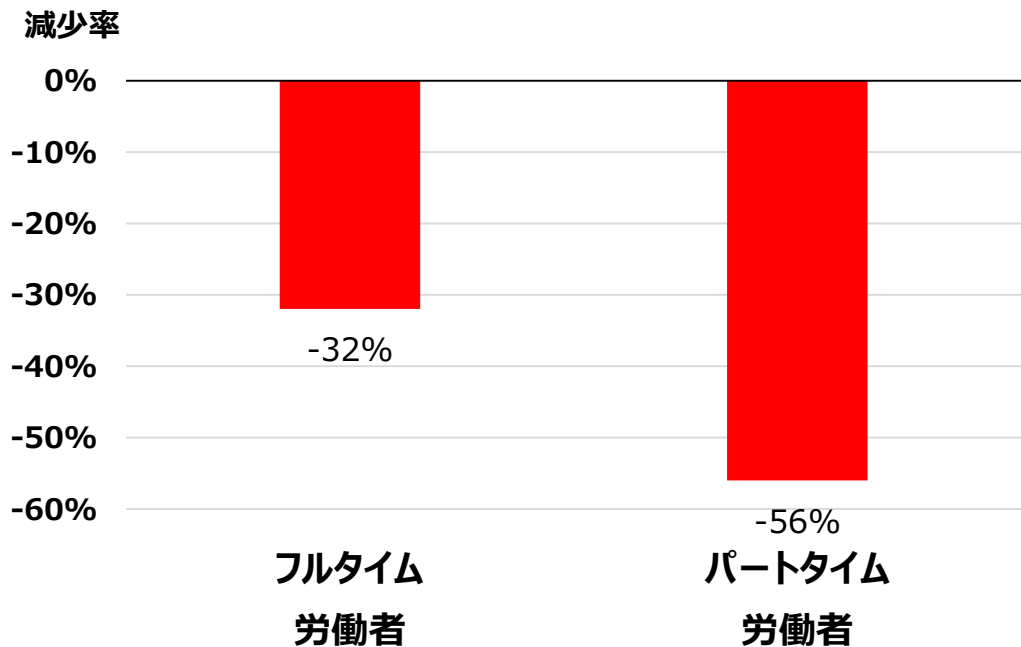
(出所) Ahir, H, N Bloom, and D Furceri (2018), "World Uncertainty Index", Stanford mimeo. (2020年4月5日更新)、Scott R. Baker, Nicholas Bloom, Steven J. Davis, Stephen J. Terry"COVID-INDUCED ECONOMIC UNCERTAINTY"を基に作成。

- 米国の研究によると、事業を一時的に閉鎖した中小企業は全体の41.4%、恒久的に閉鎖した中小企業は全体の1.8%。
- 米国中小企業の従業員数は、フルタイム労働者で▲32%、パートタイム労働者で▲56%減少。

米国中小企業の閉鎖状況



米国中小企業における従業員数の変化 (2020年1月31日との比較)



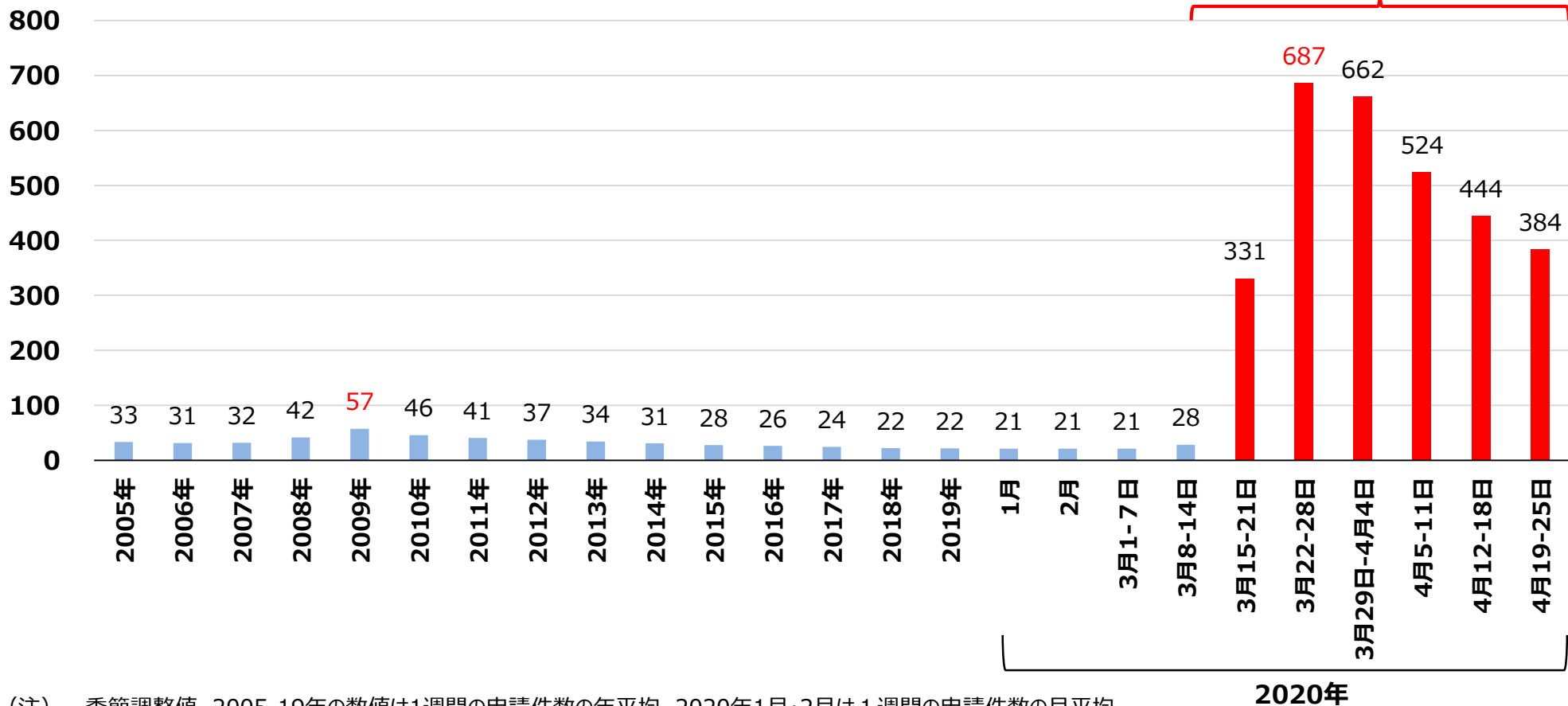
(注) 米国の中小企業460万者が加入するネットワークサイト (Alignable) を通じて実施したアンケート調査の結果 (回答数は5,819者)
(出所) Alexander W. Bartik, Marianne Bertrand, Zoë B. Cullen, Edward L. Glaeser, Michael Luca, Christopher T. Stanton "How Are Small Businesses Adjusting to COVID-19? Early Evidence from a Survey"を基に作成。

米国 新規失業保険申請件数の推移

● 米国の新規の失業保険申請件数は、2020年3月22-28日の週に687万件/週となり、リーマンショック後の最大であった2009年平均の57万件/週を大きく上回った。

米国 新規失業保険申請件数の推移
(1週間の申請件数)

新規失業保険
申請件数
(万件/週)



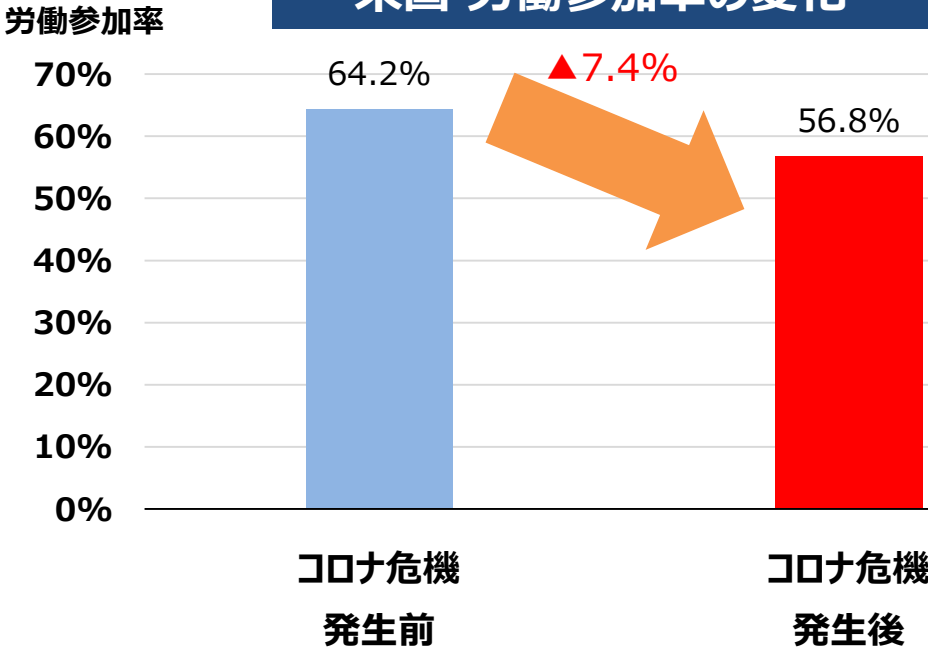
(注) 季節調整値。2005-19年の数値は1週間の申請件数の年平均。2020年1月・2月は1週間の申請件数の月平均。

(出所) 米国労働省「UNEMPLOYMENT INSURANCE WEEKLY CLAIMS」を基に作成。

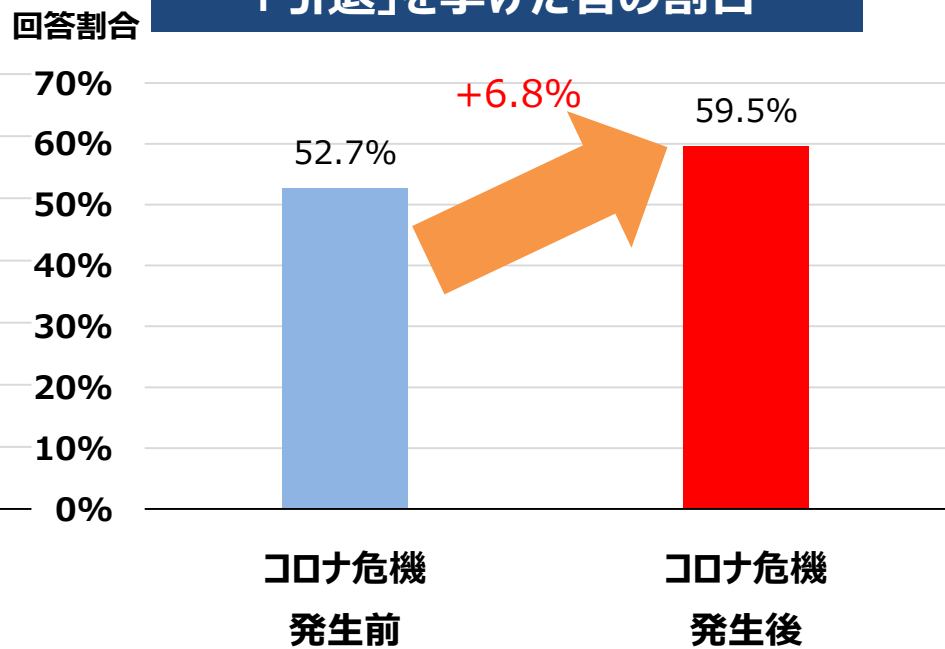
米国の労働参加率の低下

- 米国の研究によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後に、米国の労働参加率は▲7.4%低下。
- 就労や職探しを辞めた理由として「引退」と回答した者が+6.8%増加しており、早期退職する者が増加。

新型コロナ感染拡大に伴う
米国 労働参加率の変化



就労や職探しを止めた理由として
「引退」を挙げた者の割合



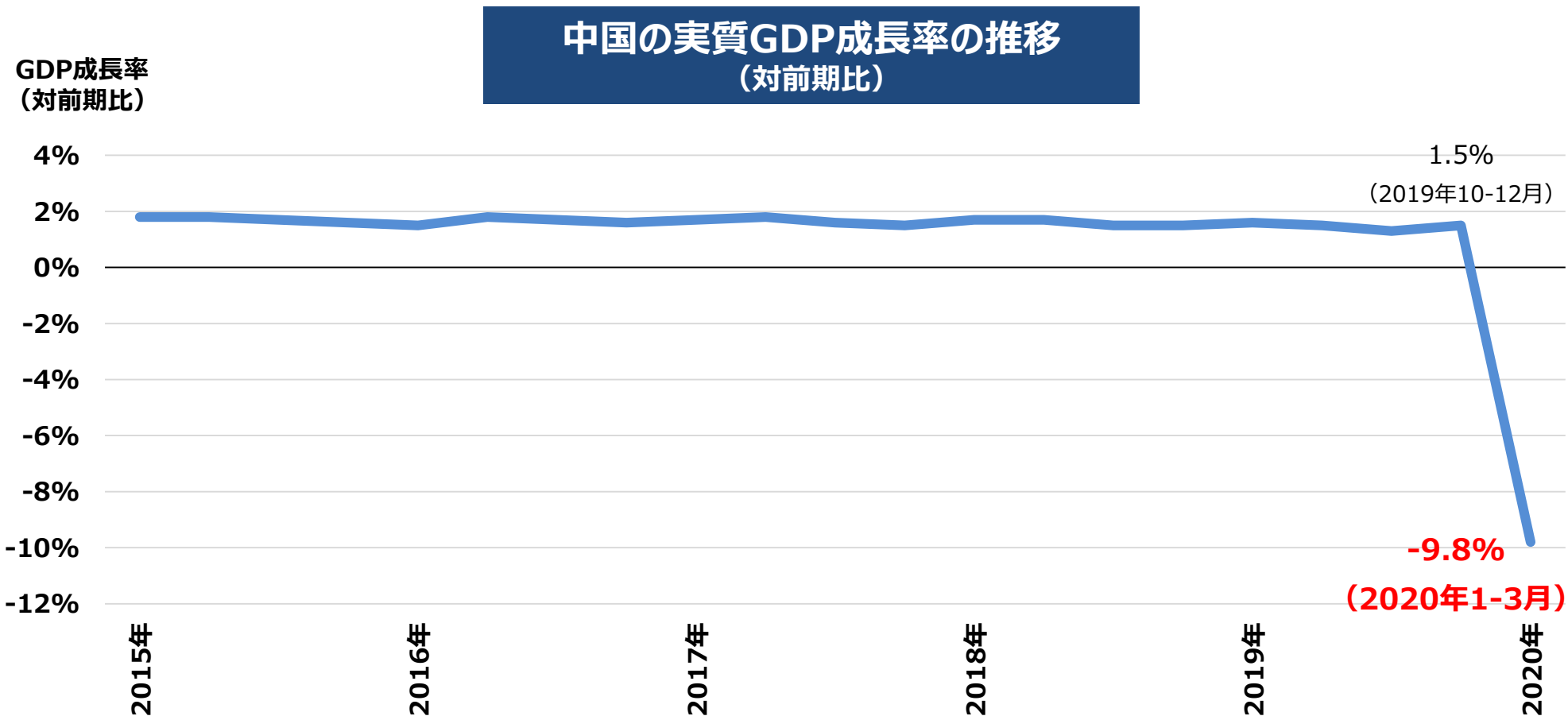
(注) 労働参加率：就業している者と職探しをしている者の合計値を、生産年齢人口で割った値。
「コロナ危機発生前」は2020年1月6日-27日、「コロナ危機発生後」は2020年4月2日-6日におけるNielsen Homescan調査の結果。
右図は、Nielsen Homescan調査の結果を、米国センサス局「Current Population Survey」と整合するよう調整を施している。

(出所) Olivier Coibion, Yuriy Gorodnichenko, Michael Webe“Labor Markets During the COVID-19 Crisis: A Preliminary View”を基に作成。

中国の実質GDP成長率の推移

中国・経済全体

- 中国の実質GDP成長率は、2020年1-3月期に対前期比で▲9.8%のマイナス成長となった。



(注) 季節調整値。2020年1-3月期は速報値。

(出所) 中国国家统计局データを基に作成。

- 各国の営業停止措置は、我が国と異なり、罰則・罰金を伴うものが多いが、その対象業種・期間などと支援措置の内容はリンクしておらず、いわゆる営業停止に伴う損失の補償措置は行われていない。
- その理由は、営業停止措置は、伝染病が発生した場合などと同様、公衆衛生上の措置として行われており、人の生命を守るためのものであるという整理になっている。
- 各国の支援措置の内容を見ると、大きく2つに分類することができ、
 - ① 第一に、我が国の雇用調整助成金のように、雇用維持の支援のため、従業員の給与を補填するもの
 - ② 第二に、我が国の持続化給付金のように、事業継続の支援のため、影響を受けている中小・小規模企業等に対して現金給付等を行うものとなっており、我が国と基本的な構造に変わりない。

先進国の営業停止措置と支援措置 (2020年4月27日時点) 諸外国の経済対策

	営業停止措置	支援措置
米 国	<p>不可欠な業務※以外はオフィス閉鎖(NY州の例)</p> <p>※医療、介護、発電、燃料供給、上下水道、通信、空港・航空会社、交通(バス、鉄道、レンタカー、駐車場)、宿泊、製造業(医療機器、食品加工、医薬品、衛生用品、通信機器、半導体、紙製品)、食料品、薬局、ガソリンスタンド、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、金物・建材販売、ペット食品、ゴミ収集、郵便、クリーニング、ビル清掃、保育、自転車修理、自動車修理、流通用倉庫・注文処理、不可欠な業務のための倉庫、葬儀場・墓地、動物保護施設、メディア、銀行、保険、給与、会計、金融市場関連サービス、ホームレス保護施設・集団ケア施設、フードバンク、対人ケアサービス、電気技師・配管工等の熟練技術者、インフラ維持管理、防衛・安全保障、法執行、消防、セキュリティ・危機管理、ビル清掃、メンテナンス、消毒、物流、オンラインの技術サポート、公共施設、公共サービス</p>	<p>全業種の中小企業に対する融資の返済免除</p> <p>中小企業(従業員500名以下)向け政策融資について、従業員の雇用・給与水準を8週間維持することを条件に、当該期間中の人件費・利子・家賃・光熱費に相当する金額の返済を免除。</p>
英 国	<p>不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止</p> <p>※食料品、医療、薬局、ガソリンスタンド、自転車店、金物店、設備・工場・工具のレンタル、ペット、農用品、銀行、郵便局、クリーニング・コインランドリー、新聞販売、レンタカー、駐車場・車検場、自動車部品店、公衆トイレ、食料品など必需品を販売する露店、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、宿泊(観光除く)、デジタル図書館、コンサートホール(無観客ライブストリーミングでの営業)、礼拝所(家族や近親者、友人が参加する葬式での利用)</p>	<p>全業種の個人事業主に対する現金給付</p> <p>所得5万ポンド(650万円)以下の個人事業主に対し、平均月額所得の8割に相当する現金を3ヶ月にわたり給付(月額2,500ポンド(33万円)が上限)。</p> <p>小売・観光・娯楽業の中小企業に対する現金給付</p> <p>資産額1.5万ポンド(200万円)以下の中小企業に1万ポンド(130万円)、資産額5.1万ポンド(660万円)以下の中小企業に2.5万ポンド(325万円)の現金を給付。</p> <p>全業種の中小企業に対する現金給付</p> <p>一定の固定資産を有する中小企業(全業種)に1万ポンド(130万円)を現金給付。(ただし、上記との重複受領は認められない。)</p>
ド イ ツ	<p>不可欠な業務※以外の営業施設は営業禁止</p> <p>※州によって異なる。食料品(スーパー、市場)、宅配、酒屋、薬局、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、美容院、コインランドリー、新聞販売店、ホームセンター、ペット、卸売、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー。4月15日付で制限措置を緩和(詳細後述)。</p>	<p>全業種の中小零細企業に対する現金給付</p> <p>従業員5人以下の事業者に最大9千ユーロ(108万円)、従業員10人以下の事業者に最大1.5万ユーロ(180万円)を給付。</p>
フ ラ ン ス	<p>不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止</p> <p>※自動車・農業用車両機械器具の整備・修理、自動車用機器販売、二輪車・自転車の販売・修理、農業に必要な物資の供給、冷凍食品の小売販売、一般的な食品販売、コンビニ、スーパーマーケット、集合店舗、郊外の大型スーパー、専門店での青果小売販売、専門店での肉・肉製品小売販売、専門店での魚・甲殻類・軟体動物など魚介類小売販売、専門店でのパン・ペストリー・菓子類小売販売、専門店での飲料小売販売、専門店でのその他食品小売販売、慈善団体による食料配達、専門店での燃料小売販売、専門店での情報通信機器小売販売、専門店でのコンピューター・周辺機器・ソフトウェア小売販売、専門店での通信機器小売販売、専門店での建築資材・金物・塗料・ガラスなど小売販売、専門店での繊維小売販売、専門店での新聞・文具小売販売、専門店での医薬品小売販売、専門店での医療・整形外科用品小売販売、光学機器小売販売、ペットフード・ペット用品小売販売、第8条のⅢの規定に従って市場に設置された露店での食品小売販売、専門店でのタバコ製品・電子タバコ・蒸気機器小売販売、自動販売機での販売やその他店舗・露店・市場外での小売販売、ホテル及び類似宿泊施設、宿泊場所を構成する短期滞在型の観光施設・その他宿泊施設、宿泊場所を構成するキャラバンやボックスワゴン専用のキャンプ場・公園、自動車レンタル・リース、その他の機械機器物品のレンタル・リース、農業機械器具のレンタル・リース、建設機械器具のレンタル・リース、職業斡旋事業者、臨時雇用代理店、コンピューター・個人家財道具の修理、コンピューター・通信機器の修理、コンピューター・周辺機器の修理、通信機器の修理、洗濯・クリーニング、企業向け洗濯・クリーニング、個人向け洗濯・クリーニング、葬儀業、金融・保険業</p>	<p>全業種の中小企業・個人事業主に対する現金給付</p> <p>中小零細企業(年間売上高100万ユーロ(1.2億円)未満・課税所得6万ユーロ(720万円)未満・従業員10人以下)のうち、休業又は3月の売上が前年比50%以上減少した企業に1,500ユーロ(18万円)まで給付。合理的な額の銀行融資の拒否、1,500ユーロの給付の受給、従業員を1名以上の雇用という要件を満たせば最大5,000ユーロ(60万円)上乗せ。なお、ホテル・レストラン業は、要件を満たせば上乗せの上限を1万ユーロ(120万円)までに引上げる方針。(6月1日以降、ホテル・レストラン業は、年間売上高200万ユーロ(2.4億円)未満・従業員20人以下に要件を緩和予定。)</p>

主な内容

経済活動の抑制

○州・郡・市が主体となり、「行政命令」により外出禁止や事業所への営業停止を措置。

(例)

①**経済活動の抑制策:**

(ニューヨーク州) 不可欠な業務※以外の全ての事業はオフィスを閉鎖、テレワークや在宅勤務を義務付け。

※医療、介護、発電、燃料供給、上下水道、通信、空港・航空会社、交通(バス、鉄道、レンタカー、駐車場)、宿泊、製造業(医療機器、食品加工、医薬品、衛生用品、通信機器、半導体、紙製品)、食料品、薬局、ガソリンスタンド、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、金物・建材販売、ペット食品、ゴミ収集、郵便、クリーニング、ビル清掃、保育、自転車修理、自動車修理、流通用倉庫・注文処理、不可欠な業務のための倉庫、葬儀場・墓地、動物保護施設、メディア、銀行、保険、給与、会計、金融市場関連サービス、ホームレス保護施設・集団ケア施設、フードバンク、対人ケアサービス、電気技師・配管工等の熟練技術者、インフラ維持管理、防衛・安全保障、法執行、消防、セキュリティ・危機管理、ビル清掃、メンテナンス、消毒、物流、オンラインの技術サポート、公共施設、公共サービス

(サンフランシスコ市、イリノイ州) 不可欠な業務以外の全ての事業活動は営業停止。

②**罰則:**

(ニューヨーク州) 公衆衛生法(Public Health Law)に基づき、違反者に対し1,000ドル(11万円)以下の罰金。

(サンフランシスコ市) 違反者に対し50ドル(5,500円)~1,000ドル(11万円)以下の罰金、90日以内の禁固又はその併科等。

(イリノイ州): 罰則なし。

支援措置

○州・郡・市の行政命令による営業停止等は公衆衛生上の措置として行われており、それによって事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。

◆**営業停止等措置の影響を受けた事業者に対する措置**は、以下のとおり。

(1) PPP(ペイチェック・プロテクション・プログラム)【第三弾経済対策で措置】【経済対策第3. 5弾で、3200億ドルの追加措置(4/24)】

- 中小企業庁(SBA)の提供する融資プログラムに基づく中小企業(従業員500名以下)に対する貸し付け(loan)であるが、従業員の雇用・給与水準を8週間維持することを条件に、一定金額の返済を免除することで、実質的な「給付」を行うもの。
- 返済免除の対象: 期間中に実際に支払われた人件費(給与、各種従業員への手当等、従業員一人当たり上限10万ドル(1,100万円))、金利、家賃、光熱費(非人件費は返済免除総額の25%を超えて免除されない)
- 1事業者あたり1,000万ドル(11億円)が貸付上限

(2) EIDL(Economic Injury Disaster Loan)【既存制度】【経済対策第3. 5弾で、600億ドルの追加措置(4/24)】

- 災害等により損失を被った中小企業向けの融資プログラム。
- 中小企業庁(SBA)が災害地域として認定した州の中小企業による融資申請が可能。(※コロナウイルスは全州が適用対象に指定)
- 対象企業は200万ドル(2.2億円)までの融資(返済期間: 最長30年間)、無担保ローンは最大2万5000ドル(275万円)。
- 1万ドル(110万円)までの「前借りadvance」の仕組みがあり、その部分は返済不要とされている。

※**その他措置**は、以下のとおり

- ①**個人向けの給付金:** 収入7.5万ドル(830万円)以下の個人に1人あたり1,200ドル(13万円)、子1人あたり500ドル(5.5万円)を給付。年収7.5万ドル(830万円)超の者は支給額を減額。9.9万ドル(1,100万円)以上の者は給付なし
- ②**失業者への休業補償:** 個人事業主やフリーランスを失業給付対象に追加の上で、失業給付を7月末まで1週間あたり600ドル(6.6万円)増額
※ベースとなる失業給付は、州によって異なるが、例えばNY州であれば1週間あたり最大504ドルとのこと。
- ③**市・州政府の独自の支援策あり。**

(例) サンフランシスコ市は、COVID-19 Small Business Resiliency Fundを設置し、中小企業の給与・賃料等を一社あたり1万ドル(110万円)を上限に支援

	主な内容
<p>経済活動の抑制</p>	<p>①経済活動の抑制策: 不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止。不要な外出は禁止。</p> <p>※食料品、医療、薬局、ガソリンスタンド、自転車店、金物店、設備・工場・工具のレンタル、ペット、農業用品、銀行、郵便局、クリーニング・コインランドリー、新聞販売、酒類販売、レンタカー、駐車場・車検場、公衆トイレ、食料品など必需品を販売する露店、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、宿泊(観光除く)、デジタル図書館、コンサートホール(無観客ライブストリーミングでの営業)、礼拝所(家族や近親者、友人が参加する葬式での利用)</p> <p>②罰則: 健康保護(コロナウイルス)規則に基づき、違反者に初犯60ポンド(7,800円)(早期支払いの場合30ポンド(3,900円))、再犯120ポンド(1.6万円)、違反を繰り返す毎に2倍になり、最大960ポンド(12.5万円)の反則金又は警察の指示に従わない場合には逮捕。</p>
<p>支援措置</p>	<p>○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。</p> <p>①小売・観光・娯楽業の中小企業への現金給付: 小売・観光・娯楽業の事業者は固定資産に係る課税を1年間免除。また、小売・観光・娯楽業の事業者で、固定資産が課税標準額1.5万ポンド(200万円)以下の中小企業に1万ポンド(130万円)、固定資産が課税標準額5.1万ポンド(660万円)以下の中小企業に2.5万ポンド(325万円)を現金給付。</p> <p>②全業種の中小企業への現金給付: 固定資産を有するも、固定資産税を全く又はほとんど払っていない中小企業(全業種)に1万ポンド(130万円)を現金給付。(ただし、①との重複受領は認められない。)</p> <p>③全業種の個人事業主への現金給付: 所得が5万ポンド(650万円)以下の個人事業主は、過去3年間の平均月額所得の80%まで、月2,500ポンド(33万円)を上限に、3ヶ月にわたって現金給付。</p> <p>④従業員の給与補填: 事業者の雇用維持への支援として、4ヶ月間、休業を余儀なくされる従業員の給与の80%を、一人あたり月2,500ポンド(33万円)を上限に現金給付。</p>

	主な内容
<p>経済活動の抑制</p>	<p>① 経済活動の抑制策^{※1}: 不可欠な業務^{※2}以外の営業施設は営業禁止。他者との接触を最小限するよう要請。</p> <p>※1 4月15日付で制限措置を緩和。小売店の規制を一部緩和。自転車販売店と自動車販売店、書店は適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の回避及び防護具の使用)の導入を前提に床面積にかかわらず再開可。5月4日から理髪店も同措置の導入を前提に再開可。州によってはマスク等で口と鼻を覆うことを義務化。他人との距離を必ず最低1・5m、可能であれば2m以上は維持。</p> <p>※2 州によって異なる。 食料品(スーパー、市場)、宅配、酒屋、薬局、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、美容院・理容室、コインランドリー、新聞販売店、ホームセンター、ペット用品販売店、卸売、個人が自宅で飲食するためのテイクアウト・配達に限った飲食店。</p> <p>② 罰則: 各州において設定。ベルリン州では営業禁止違反に対しては1,000ユーロ(13万円)~1万ユーロ(130万円)の罰金。その他個人の違反(間隔未確保, 旅行, 公共空間におけるパーティー等)も数百ユーロの罰金。</p>
<p>支援措置</p>	<p>○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。</p> <p>① 全業種の中小企業への現金給付: 中小零細企業・個人事業主への支援として、従業員5人以下の事業者に最大9千ユーロ(108万円)、従業員10人以下の事業者に最大1.5万ユーロ(180万円)を給付。 ※州によっては、従業員11~250人の企業も州政府からの給付金の支給対象となる。</p> <p>② 従業員の給与補填(操業短縮手当): 新型コロナウイルスの影響により一時的に操業短縮し、10%以上の労働者について10%以上の賃金減少があった場合、労働時間減少による給与減少分の一部(60%。子供がいる場合は67%)を政府が補填。また、社会保険料は全額補填。労働者1人当たり月額約2,980ユーロが上限。</p> <p>③ 失業給付の拡充: 自営業者及び被雇用者を対象に失業給付の要件緩和。</p>

主な内容

経済活動の抑制

- ① **経済活動の抑制策**: 不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止。政令により不要な外出を禁止。外出の際は特例外出証明書所持する必要。

※自動車・農業用車両機械器具の整備・修理、自動車用機器販売、二輪車・自転車の販売・修理、農業に必要な物資の供給、冷凍食品の小売販売、一般的な食品販売、コンビニ、スーパーマーケット、集合店舗、郊外の大型スーパー、専門店での青果小売販売、専門店での肉・肉製品小売販売、専門店での魚・甲殻類・軟体動物など魚介類小売販売、専門店でのパン・ペストリー・菓子類小売販売、専門店での飲料小売販売、専門店でのその他食品小売販売、慈善団体による食料配達、専門店での燃料小売販売、専門店での情報通信機器小売販売、専門店でのコンピューター・周辺機器・ソフトウェア小売販売、専門店での通信機器小売販売、専門店での建築資材・金物・塗料・ガラスなど小売販売、専門店での繊維小売販売、専門店での新聞・文具小売販売、専門店での医薬品小売販売、専門店での医療・整形外科用品小売販売、光学機器小売販売、ペットフード・ペット用品小売販売、第8条のⅢの規定に従って市場に設置された露店での食品小売販売、専門店でのタバコ製品・電子タバコ・蒸気機器小売販売、自動販売機での販売やその他店舗・露店・市場外での小売販売、ホテル及び類似宿泊施設、宿泊場所を構成する短期滞在型の観光施設・その他宿泊施設、宿泊場所を構成するキャラバンやボックスワゴン専用のキャンプ場・公園、自動車レンタル・リース、その他の機械機器物品のレンタル・リース、農業機械器具のレンタル・リース、建設機械器具のレンタル・リース、職業斡旋事業者、臨時雇用代理店、コンピューター・個人家財道具の修理、コンピューター・通信機器の修理、コンピューター・周辺機器の修理、通信機器の修理、洗濯・クリーニング、企業向け洗濯・クリーニング、個人向け洗濯・クリーニング、葬儀業、金融・保険業

- ② **罰則**: 外出禁止違反に対しては、初回は135ユーロ(1.6万円)(45日以内の支払いがない場合375ユーロに増額)、15日以内の再犯は200ユーロ(2.4万円)(45日以内の支払いがない場合は450ユーロに増額)、30日以内に4回の違反は最大6か月の拘禁刑及び3,750ユーロ(45万円)の罰金(並びに必要なに応じて公益奉仕活動・運転免許停止)

支援措置

○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。

- ① **全業種の中小企業・個人事業者への現金給付**: 中小零細企業(年間売上高100万ユーロ(1.2億円)未満・課税所得6万ユーロ(720万円)未満・従業員10人以下)のうち、休業又は3月の売上が前年比50%以上減少した企業に1,500ユーロ(18万円)まで給付。合理的な額の銀行融資の拒否、1,500ユーロの給付の受給、従業員を1名以上の雇用という要件を満たせば最大5,000ユーロ(60万円)上乗せ。なお、ホテル・レストラン業は、要件を満たせば上乗せの上限を1万ユーロ(120万円)までに引上げる方針。(6月1日以降、ホテル・レストラン業は、年間売上高200万ユーロ(2.4億円)未満・従業員20人以下に要件を緩和予定。)
- ② **従業員の給与補填**: 休業した従業員に対して事業者が70%以上の給与を支払う場合、1人あたり月6,927ユーロ(84万円)(最低賃金の4.5倍)を上限に政府が補填。ただし、事業者の支払いが最低賃金を下回る場合、最低賃金相当額まで補填。

1. 雇用の維持と事業の継続

○全国全ての人々への新たな給付金制度の創設

- 全国全ての国民を対象に、一律に1人当たり10万円を給付する新たな制度を創設。

○個人、フリーランス、個人事業主、中小・小規模事業者に対する資金繰り支援

(1) 特に厳しい状況にある中小・小規模事業者に対する史上初の給付金措置の創設

・影響を受けている中小・小規模事業者のうち、特に厳しい状況にある事業者に対して、給付金の史上初めての創設。

(2) 民間金融機関の無利子・無担保化スキームの史上初の創設

・都道府県等の制度融資を活用し、国から都道府県等に金利負担分を補助することで、民間金融機関が実施する信用保証を活用した都道府県等の制度融資について無利子化。これにより、日本政策金融公庫のみでなく、民間金融機関(地銀、信金・信組等)でも、無利子・無担保融資を実施。

(3) 信用保証(セーフティネット保証4・5号、危機関連保証)の保証料減免

・今回発動した信用保証の保証料(0.8%)について、個人事業主(フリーランス含む)で売上高▲5%、中・小規模事業者で売上高▲15%は、保証料ゼロとする。

(4) 生活福祉資金貸付制度の民間金融機関の窓口化

・都道府県社会福祉協議会が実施している緊急小口資金等の特例貸付の借り手の利便性を確保するため、ろうきん(労働金庫)と連携して窓口機能を拡充するとともに、地銀・信金・信組の協力により審査機能を強化する。これにより、混雑を解消する。

○雇用調整助成金の助成率の引上げ

- 雇用調整助成金の助成率について、全国において、リーマンショック時と同様に、①大企業2/3、中小企業4/5、②一定期間、1人も労働者を解雇等していない場合、大企業3/4、中小企業9/10への上乗せ措置を実施。

○地方税の減免

- 固定資産税ゼロの措置について、対象設備に新設建物・構築物を追加するとともに、適用期限を2年間延長し2022年度の投資案件まで適用。

- さらに、2021年度に限り、一定の売上減少が認められる中小企業者について、新設でなくても全ての償却資産について固定資産税を減免。

- 加えて、自動車の需要減に対応するため、消費税率引上げに伴う臨時的特例として措置されている税率1%分の軽減措置について、2021年3月末まで半年間、期限を延長する。

○国税の減免

- 法人税、所得税、消費税について、売上が一定割合以上減少した事業者に対し、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予。
- 中小企業に限って適用されている**欠損金の繰戻し還付制度**について、**中堅企業**についても適用し、2019年度の益と2020年度の損の通算を可能にする。
- 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻を放棄した場合には、放棄した金額について、**寄付金控除**の対象とする。

2. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

○甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業に対する支援

- 日本国内における人の流れを創り出し、地域の再活性化するための官民一体型キャンペーン期間を設定。半年間を**集中キャンペーン期間**と設定。特に被害の大きい産業に、国費でクーポン・ポイント等を発給する支援策を実施。

(1) “**観光**”キャンペーン(宿泊/移動/食/買物)

- ・民間旅行業者経由で、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者に、クーポン券等を付与。宿泊、移動費、飲食、お土産購入等広く利用できることとする。

(2) “**飲食**”キャンペーン (食)

- ・オンライン予約サイト経由で、消費者がキャンペーン期間中に飲食店を予約をした時点で、飲食店で使えるポイント等を付与し、実際の来店をシステム上で確認すると利用可能に。

(3) “**イベント・エンターテインメント**”キャンペーン (イベント)

- ・音楽・ステージ等のイベントや美術館・レジャー施設に来訪した消費者に、イベント主催者が了解したものについて、チケット費用の割引を実施。

(4) **商店街、地域**におけるキャンペーン

- ・商店街組織等において、「人の流れの創出」、「地域再活性化」を目的とする**需要喚起キャンペーンの実施**。国が補助。また、国は官民の需要喚起キャンペーン広報を一体的・戦略的に実施。

- さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、延期・中止したイベントを対象に、コンテンツの海外展開の促進を目的とした支援を実施。

3. 感染症に対して強靱な経済構造の構築

○サプライチェーン対策

(1) 国内拠点立地支援

- ・ サプライチェーンの強靱化のため、生産拠点の集中度の高い製品や部素材の、国内での生産拠点等の整備を補助。サプライチェーン上、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の日本国内における生産拠点整備等が対象(補助率: 中小企業等グループ3/4以内、中小企業等2/3以内、大企業1/2以内)。

(2) 海外サプライチェーン多元化支援

- ・ サプライチェーンの強靱化のため、国際的に生産拠点の集中度の高い製品・部素材のアジア諸国等での生産多元化を補助。日本・ASEANのサプライチェーン強靱化に資する、海外生産拠点の複線化や生産拠点・ネットワークの高度化に向けた設備導入・実証・FS調査等が対象(補助率: 中小企業等グループ3/4以内、中小企業等2/3以内、大企業1/2以内)。

○テレワーク・遠隔教育などICT等の活用

- テレワーク、遠隔教育、遠隔健康医療相談などを促進するため、企業の設備投資に対して、予算・税制で支援。

感染拡大防止と両立する新たなビジネスモデルに関する議論①

フィナンシャル・タイムズ(FT) 2020年4月18日社説「ロックダウン後の、新しい日常(After lockdown, another new normal)」抄訳

- 2021年2月、スミス一家は大好きなサッカーチームの観戦チケットを入手して興奮している。スタジアムの外では、警備員が携帯端末により、スミス一家のスマホのCovid-19免疫証明書を登録する。アプリのないファンは追加検査に直面する。スミス一家は体温センサーを通過し、マスクをチェックしてグラウンドに入る。周りの席は全て販売時点からブロックされている。
- スミス一家の物語は、陰気すぎるか、陰気さが足りないか、どちらかだろう。各国がロックダウンから暫定的に脱出し始めたとしても、**ワクチンができるまでは、危機以前の生活に戻ることはないことは明らかだ。組織や個人は、別の「新しい日常」に適応しなければならない。**
- 感染の第二波を回避・軽減するためには多大な努力が必要だろう。封鎖の緩和と再導入の繰り返しが続くかもしれない。ウイルス感染者の検査・追跡が非常に重要になる。ロックダウンにより奪われた楽しみや自由は引き続き否定される。大規模な検査・追跡能力を確立した国が最速で浮上する。**検査・症状に関するデータは、病気に罹患した人を登録して周りの人に警告を出すアプリとリンクさせる必要がある。**有効なアプリを作るのは難しいものの、シンガポールや韓国などの国は既に実現している。
- 国内では、他の業種より早く浮上する業種がある。建設業のように必要不可欠かつ屋外の仕事から再開し、バーやナイトクラブが最後になる。自宅で仕事ができるホワイトカラー従業員の多くは、恐らく数ヶ月間、家に留まることになる。学校に戻る子どもがいれば、家に留まる子どももいる。**職場に戻ってきた人々は、環境変化に気づく。**従業員はシフト制で働いたり、十分な距離を確保するため、週に1度自宅で仕事をするローテーション制のチームで働く。始業時間と終業時間をずらすことで、地下鉄でのラッシュアワー混雑を軽減する。
- ロックダウンが頻発する新しい社会が続く。握手は厳禁。義務でなくても、マスクが社会儀礼として必要かもしれない。ビジネスの会合からデートまで、多くのやりとりは**オンライン**で行われる。空港、飛行機、電車は人がまばらになる。**免疫登録システム**は、自分自身や他人に危険を及ぼすことなく公共生活に再参入できる人、特に無症状患者だった人を特定するのに役立つ。しかし、これまでウイルスに感染していなかった人々を二流市民とし、感染しようとする変なインセンティブを生み出してはならない。
- 最大の課題は、**大規模なロックダウンにより悪化した不平等を、大規模な制限緩和によって拡大させないことだろう。**若者は、老人や弱者より早く自由を取り戻す。知的労働者は、自宅でノートパソコンによって仕事ができるが、肉体労働者は危険な環境に追いやられる。失業した何百万人もの人々は、すぐに雇用を取り戻せず、次の段階まで支援を必要とする。貧しい国では、感染爆発の抑制とロックダウンからの脱出に時間がかかる。再感染を避けようとする富裕国との間の旅行禁止は、彼らの窮状を悪化させるだろう。このような課題に対処することは、平時において、かつてないほど政府を試練にさらすことになる。

感染拡大防止と両立する新たなビジネスモデルに関する議論②

ウォール・ストリート・ジャーナル「コロナ封鎖からの再始動、企業を待つ「違う世界」(The Coronavirus Economic Reopening Will Be Fragile, Partial and Slow)」(2020年4月13日)抄訳

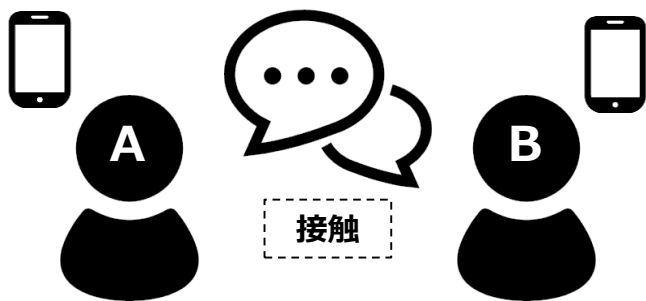
- 世界中の企業首脳や政府当局者は目下、経済活動と事業の再開に焦点を定めている。だが、どの業界の幹部に聞いても、現在検討されている再始動の構想が、正常な状態には程遠いことが浮かび上がってくる。今後数週間あるいは数カ月にわたるであろうコロナ危機からの再浮上は、断続的かつぜい弱で、部分的なものになる見通しだ。そして、頻繁な体温検査や従業員・顧客への監視拡大、ウイルスへの抗体の有無を調べる血液検査の可能性など、やや陰鬱な世界になるだろう。政府当局者も企業幹部も、少なくとも1年先とされるワクチンの開発が実現するまで、完全な正常化は期待できないと考えている。
- 一部の企業は、オフィス内での「ソーシャルディスタンス(一定の対人距離確保)」を実施するため、グループごとの交代出社とするかもしれない。レストランはテーブル席の半分のみ営業とし、ブースの間にプレキシガラスの仕切りを設置する一方、小売店舗はテスターを撤去し、顧客が試着した商品を消毒するだろう。米大リーグ(MLB)は無観客でシーズン再開を検討しており、開催地を絞ることで選手を1カ所に集めて事実上、隔離する方策も考えられているようだ。
- 航空大手は搭乗客に対して、事前に体温検査の結果を提出させる可能性を探っている。アメリカン航空が2週間前から開始した顧客調査によると、安心して利用を再開するのに必要なものは、機内の衛生管理との回答が最も多かった。同社は機内の消毒回数を増やすなどの対策を実施。搭乗時や飛行中の乗客同士の接触を制限する方策も検討している。
- 製造業界では、工場のフロアプランを見直しているほか、シフト労働者を重ならないようずらして勤務させたり、カフェテリアの混雑を避けるため交代で車内で昼食を取るよう依頼するなどの措置も導入している。工場で稼働再開の動きが広がれば、こうした措置は職場の標準になる可能性がある。
- トヨタ自動車は、米国内の工場稼働を再開する際、組み立てラインの速度を通常よりも落とす計画だ。消費者の需要低下に対応するほか、工場内の対人距離の確保にもつながるためだ。トヨタは組み立てラインの稼働停止中に、医療用フェイスシールドの製造に着手しているが、レイノルズ氏はこうした個人用保護具(PPE)製造の取り組みを事業に統合していく考えを示した。トヨタはまた、医療用品の生産に関わる労働者に対して、現場での体調検査などのプロトコルを試験導入しており、自動車の生産再開時にこうした措置を拡大する可能性もある。
- 世界で事業を展開する企業は、中国の事例を手本とする構えだ。米国のスターバックス幹部は1月下旬、ウイルスの感染状況について把握するため、中国部門の幹部と協議。2月には中国で採用していた措置を米国に持ち込んだ。具体的には、店内の清掃強化や隔離中の従業員への給与支払い継続、持ち帰り注文の推進などだ。

- シンガポール政府は、スマホの近距離無線通信技術（Bluetooth）を活用し、利用者の接触履歴を記憶するアプリ（TraceTogether）を開発。110万人（国民の約20%）がインストール。
- 保健当局は、感染者が発生した場合、接触履歴データから感染者と接触した者を特定し、医療指導等を行う。

アプリの仕組み

- ✓ スマホの近距離無線通信技術（Bluetooth）により、ユーザー同士の接触距離や接触時間を検知し、一定の時間通信が継続した場合に「接触」と判定。
- ✓ 暗号化された形式で、21日間、接触履歴をユーザーのアプリに保存。

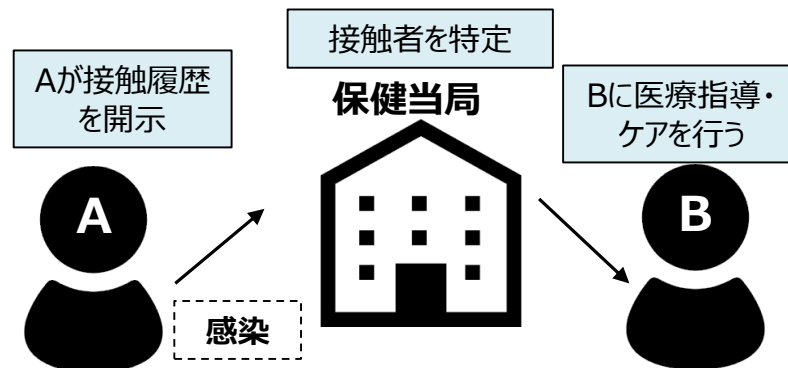
Aとの接触記録が、Bの端末に保存される



(出所) TraceTrackerホームページを基に作成。

保健当局による活用例

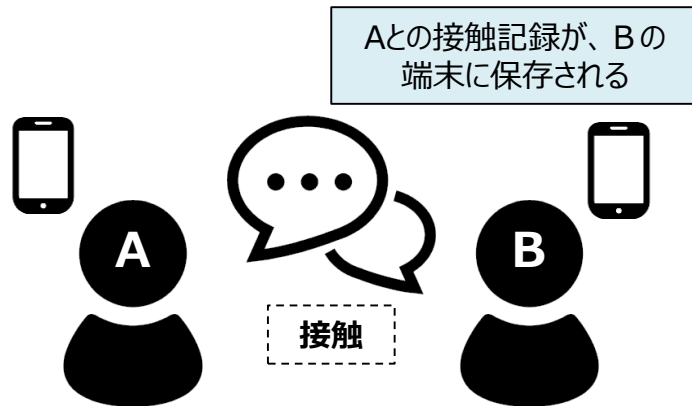
- ✓ 利用者が感染した場合、保健当局にアプリの接触履歴データを開示。
- ✓ 保健当局は、アプリの接触履歴データから感染者と接触した者を特定し、登録の電話番号に連絡することで、医療指導・ケアを行う（ただし、通知の際に感染者の情報は明らかにされない）。



- 欧米では、スマホの近距離無線通信技術（Bluetooth）を活用し、利用者の接触記録を記憶し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、感染者との接触を警告するアプリの開発が進行中。

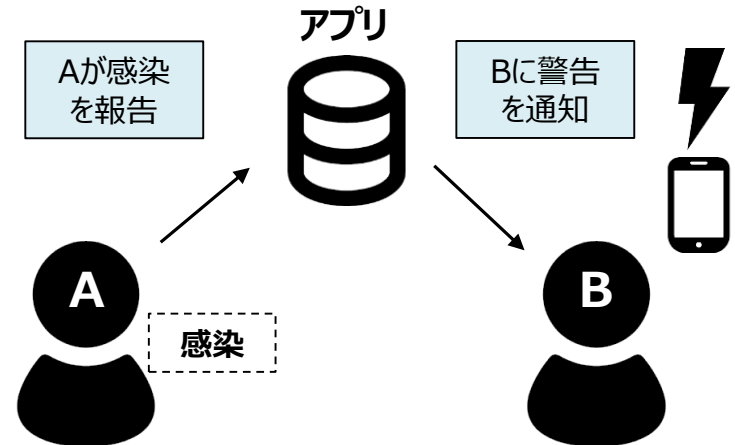
接触の検知

- ✓ スマホの近距離無線通信技術（Bluetooth）により、ユーザー同士の接触距離や接触時間を検知し、一定の時間通信が継続した場合に接触と判定。
- ✓ 暗号化された形式で、2～3週間程度の一定期間（アプリ開発者や国によって異なる）、接触履歴をユーザーのアプリに保存。



感染者との接触者への警告

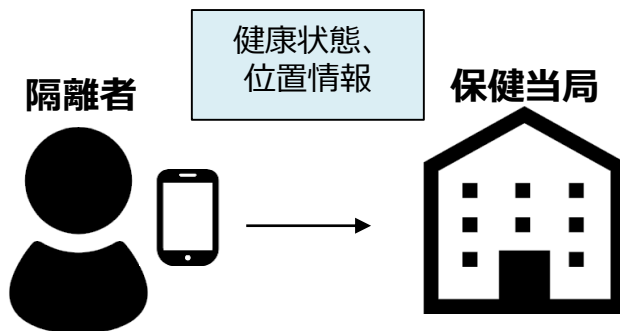
- ✓ 利用者が感染した場合、当該感染者との接触があったユーザーに対してアプリが警告を通知し、自主隔離を促す（ただし、通知の際に感染者の情報は明らかにされない）。
- ✓ 保健当局への通知・活用の可否については、各国で個人情報保護等の観点から議論が続いている。



- 韓国政府は、隔離された者（感染者との接触者や海外からの入国者）の健康状態や位置情報を把握するアプリを開発（ただし、アプリのインストールは任意となっているが、海外からの入国者は必須）。
- 保健当局は、隔離が必要な者が隔離エリアから移動した場合、隔離エリアに戻るよう連絡。

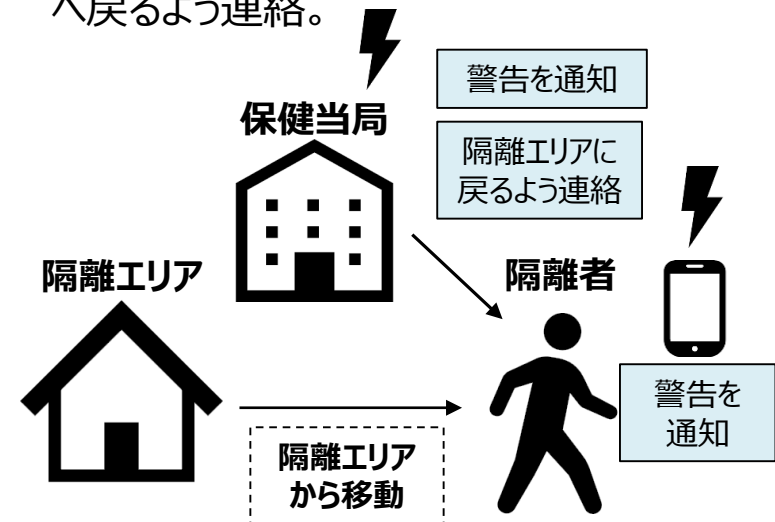
アプリの仕組み

- ✓ 隔離された者（感染者との接触者や海外からの入国者）は、アプリを通して毎日2回、保健当局に健康状態を報告。
- ✓ 保健当局は、アプリのGPS位置情報を通じて、隔離された者の位置情報を把握。



保健当局による活用例

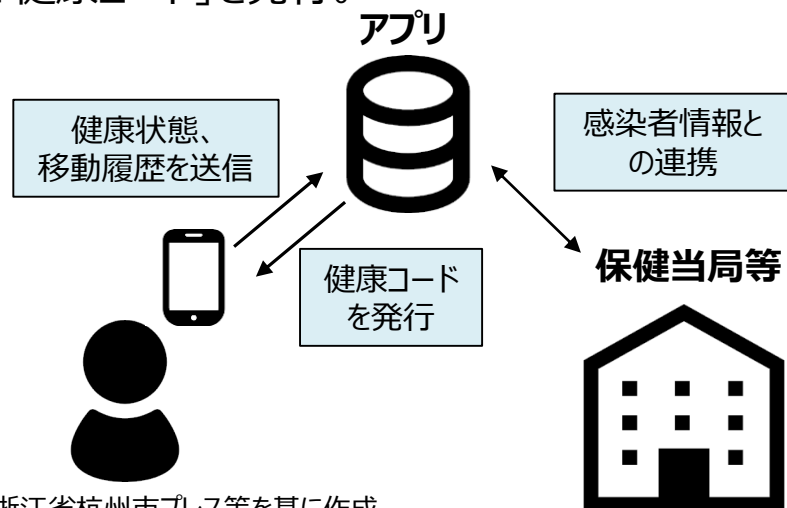
- ✓ 隔離された者が隔離エリアから移動した場合、アプリが本人と保健当局に対して警告を通知。
- ✓ 保健当局は、隔離された者に対して、隔離エリアへ戻るよう連絡。



- 「アリババ」(Alipay) や「テンセント」(Wechat) が、アプリ利用者の感染リスクを判定し、感染リスクの大きさに応じた「健康コード」を発行するアプリを開発。
- 地方自治体により運用が異なるが、「健康コード」に応じて外出を制限し、外出先での提示を求めている。

アプリの仕組み

- ✓ 利用者の衛星通信移動履歴・健康情報と、隔離が必要な者のリストとの照合により、ユーザーの感染リスクを判定。
- ✓ 感染リスクの大きさに応じて、「赤」「黄」「緑」で色分けした「健康コード」を発行。



(出所) 浙江省杭州市プレス等を基に作成。

健康コードの種類と活用例

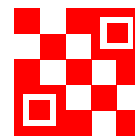
- ✓ 発行された「健康コード」に応じて外出を制限。
- ✓ 外出先では「健康コード」の提示を求める。



緑コード：感染リスク低
⇒外出可能



黄コード：感染リスク中
⇒外出制限
(7日間の隔離)

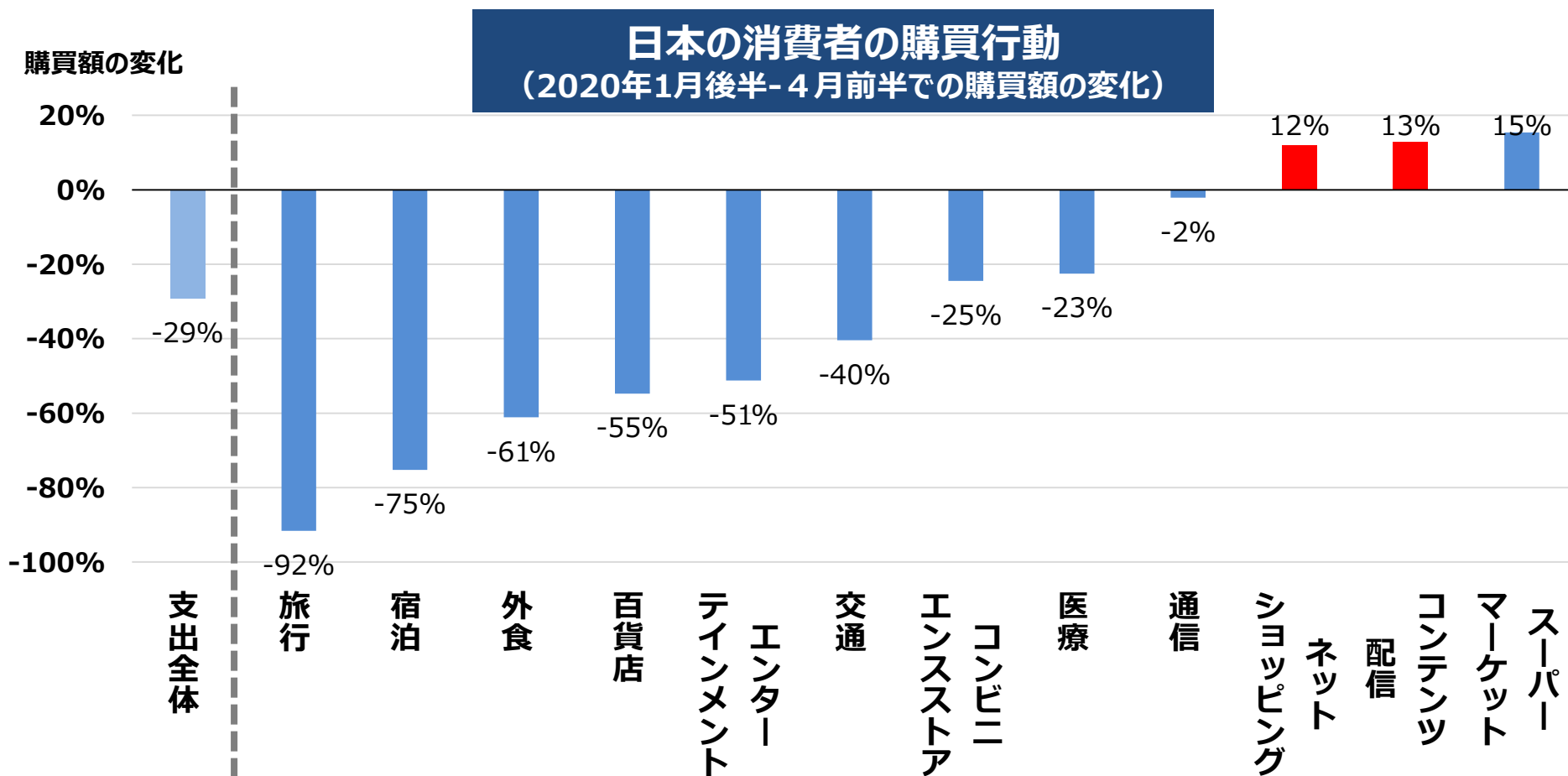


赤コード：感染リスク高
⇒外出制限
(14日間の隔離)

日本の消費者の購買行動

新たなビジネス

- 日本のクレジットカード購買額を見ると、2020年1月後半から4月前半にかけて、旅行（▲92%）、宿泊（▲75%）、外食（▲61%）などで大きく減少したのに対し、ネットショッピング（+12%）、コンテンツ配信（+13%）が増加。

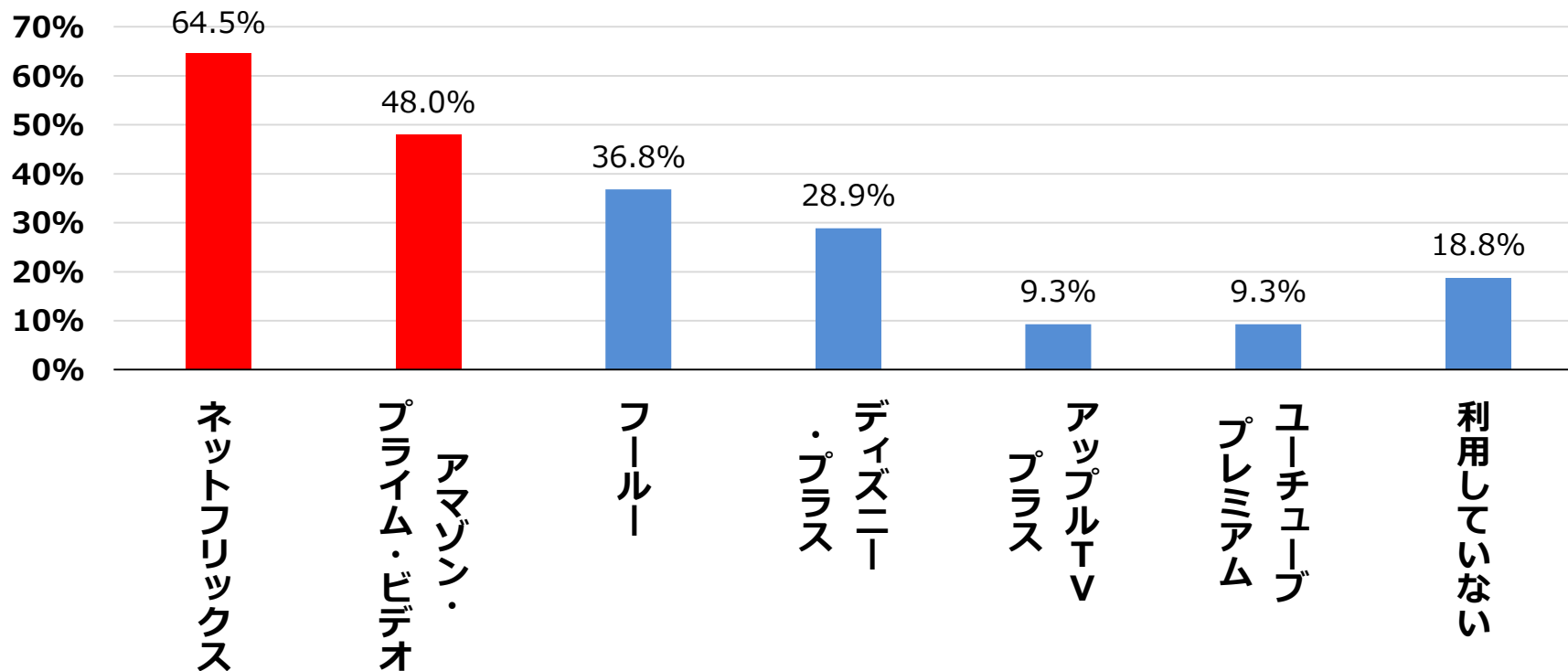


(注) 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」(JCBカードの利用者約100万人の購買を集計したデータ)

(出所) Tsutomu Watanabe「The Responses of Consumption and Prices in Japan to the COVID-19 Crisis and the Tohoku Earthquake」を基に作成。 35

- 米国のアンケート調査によると、2020年3月末時点で使用している動画配信サービスとしては、Netflix（64.5%）やAmazon・Prime・ビデオ（48.0%）が多い。

米国における動画配信サービスの利用状況
(2020年3月31日)

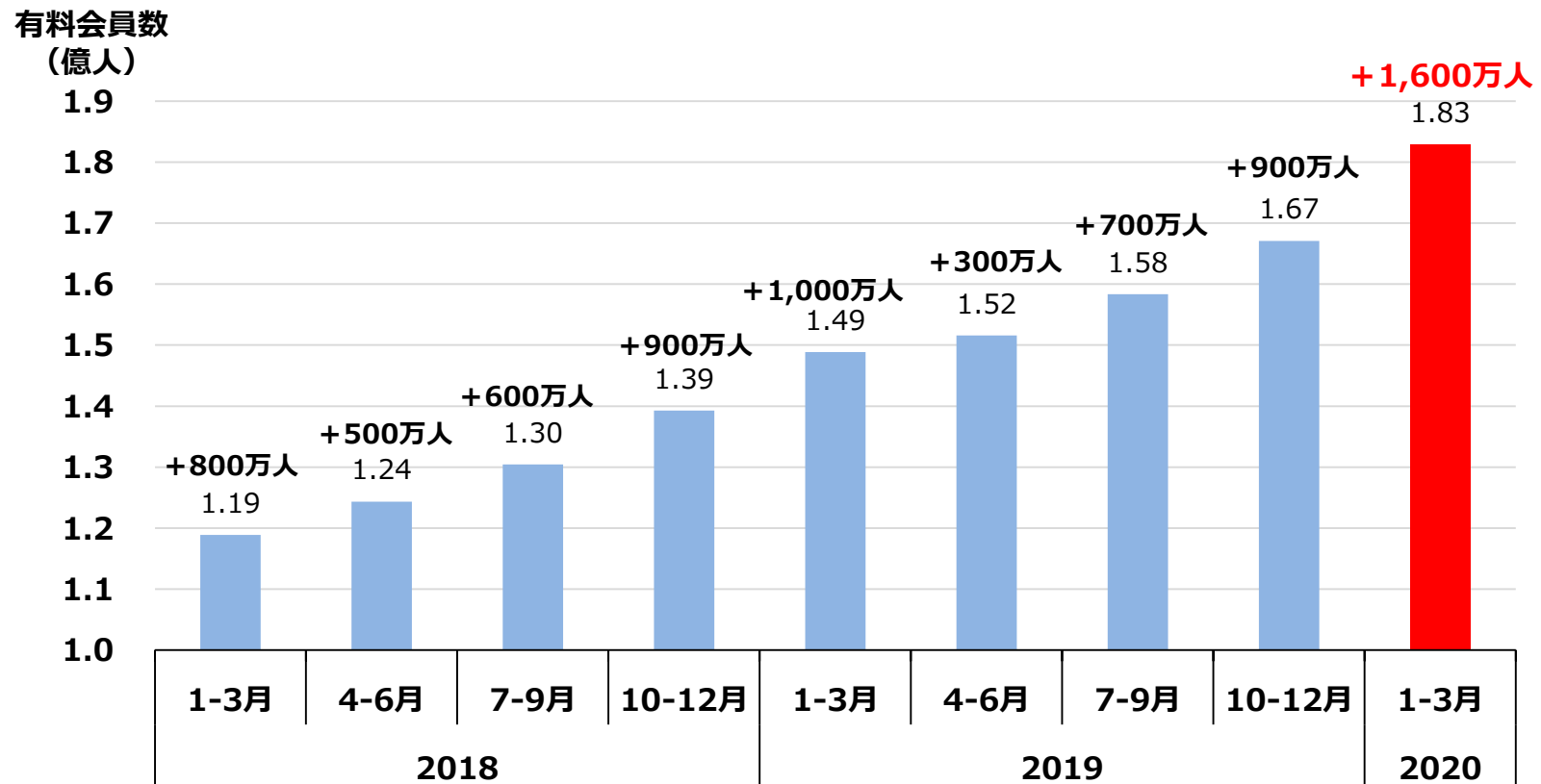


(注) 2020年3月31日、米国の18歳以上1,199人を対象に実施したアンケート調査。

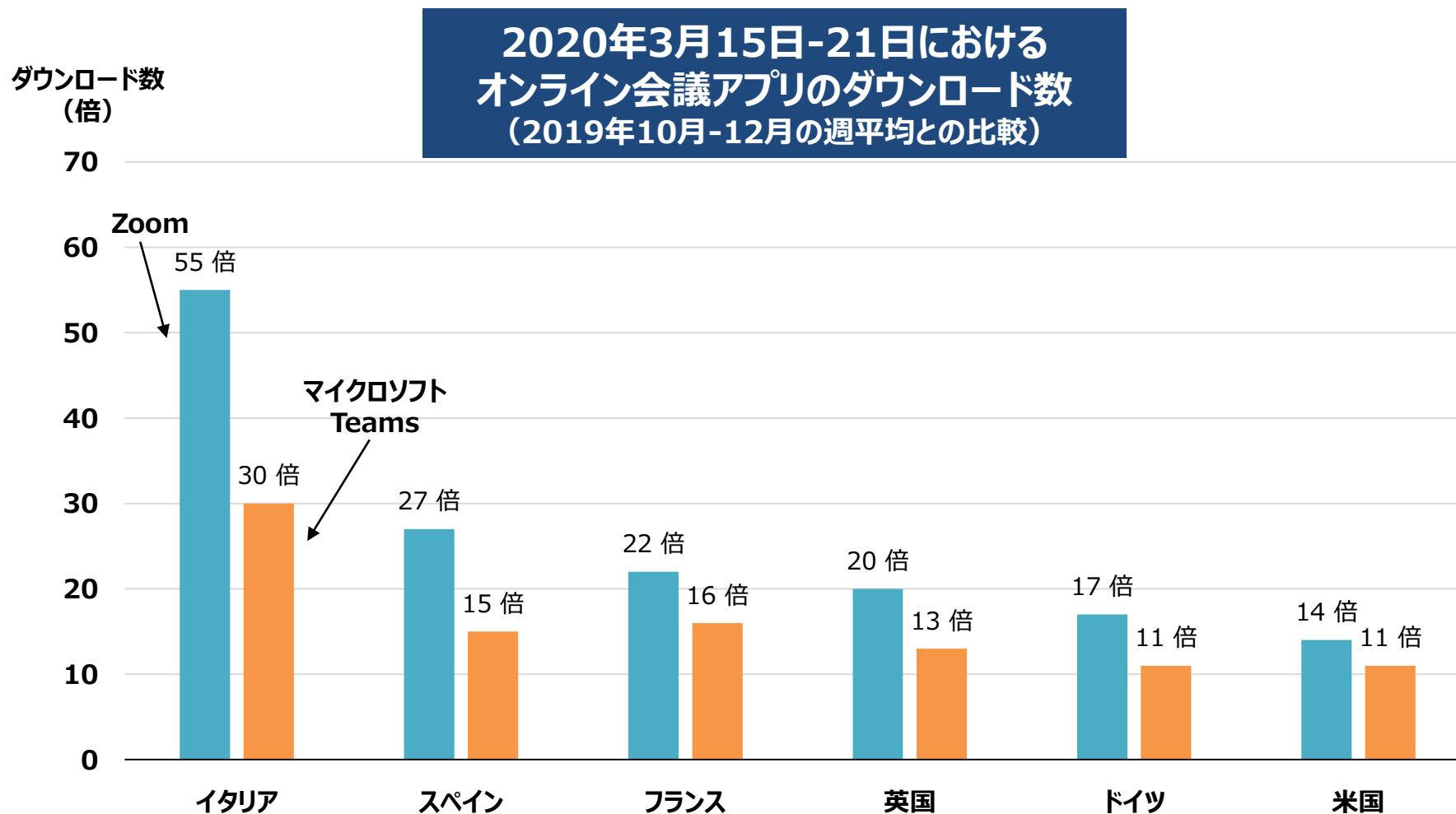
(出所) Business Insider Intelligence "Coronavirus Consumer Survey"を基に作成。

- 米国Netflix（動画配信サービス）の有料会員数は、2020年1月から3月にかけて1,600万人増加。

Netflix（動画配信サービス）の有料会員数の推移（全世界）



- 調査会社の分析によれば、オンラインでの会議を行うためのアプリのダウンロード数が急増。

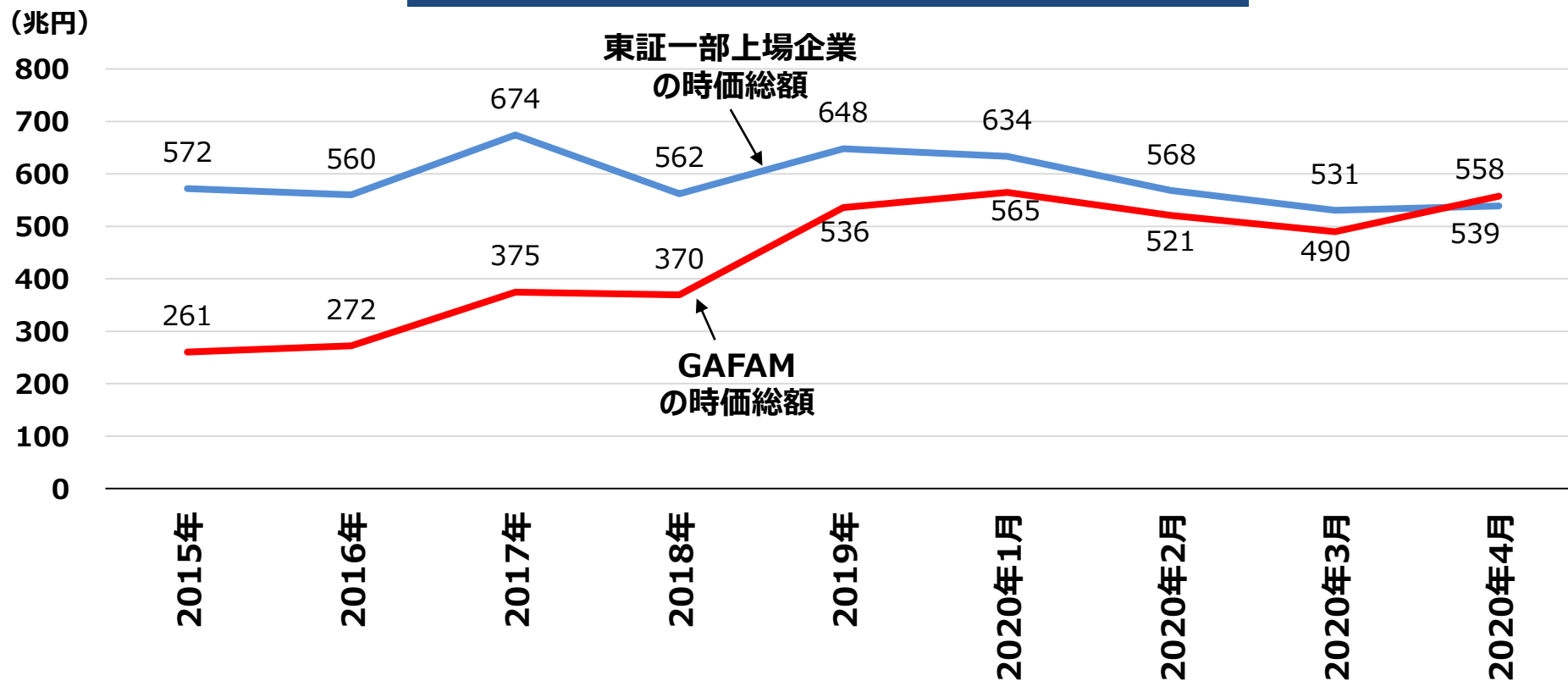


東証1部上場企業とGAFAMの時価総額

新たなビジネス

- 株価が低迷する中でも、GAFAM（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、マイクロソフト）の時価総額は上昇しつつあり、2020年4月、東証1部上場企業全体の時価総額を上回った。

東証1部上場企業とGAFAMの時価総額



(注) 2015-19年は年末時点、2020年1月-3月は月末時点、2020年4月は4月24日時点の時価総額。
GAFAMの時価総額は、当該時点の円ドルレートを用いて円換算したもの。
東証1部上場企業数は2020年4月24日時点で2,169社。

(出所) 日本取引所グループ、Bloombergを基に作成。

テイクアウト・デリバリー

朝日新聞「持ち帰りや宅配、活路探る飲食店 特集サイト、閲覧数が急上昇 新型コロナ」(2020年4月20日)

- 新型コロナウイルスの感染拡大で外出する人が減り、飲食店の利用客が減る一方で、**テイクアウトや配達に取り組む店**が増えている。地域ごとに特集サイトを作る動きも出てきた。店主らは将来への不安も抱きながら、工夫を続けている。
- 全国で飲食店2万1千店余りの宅配代行を行う「**出前館**」によると、**3月の全国での注文件数は、前年同期比で121%**。店舗数も同115%になっており単純比較はできないが、担当者は「新型コロナの影響で在宅時間が増えていることや、人との接触を減らしたいというニーズが好調の一因ではないか」とみている。同社のサービスを新たに使いたいという飲食店からの問い合わせも増え、**3月は、1～2月に比べ4倍以上**になっているという。同社は3月、感染防止のため、商品を手渡しではなく、玄関先などに置いて届ける「**非接触デリバリー**」も始めた。
- テイクアウトや宅配をする飲食店の情報を共有する動きもある。横須賀市周辺の飲食店や商店など約600店を紹介するウェブサイト「**ヨコスカイチバン**」。そのトップページに、「テイクアウト・デリバリー特集」と記したアイコンができた。居酒屋や焼き鳥屋、エスニック料理店など「中食(なかしょく)」になじみが薄い店も目立つ。

キャッシュレス

共同通信ニュース「感染回避でスマホ決済の小売店増—根強い「現金信仰」に変化」(2020年4月23日)

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、スマートフォンなどを使った**キャッシュレス決済を勧める小売店が増えてきた**。**現金を介した感染リスクを避ける**ため、決済端末メーカーへの引き合いも増えている。日本で根強かった「現金信仰」に変化が生じ、キャッシュレス普及に追い風となりそうだ。
- 大手スーパーの**ライフコーポレーション**は緊急事態宣言発令を受け、会計時にキャッシュレス決済を使うよう来店客に呼び掛け始めた。東京都大田区の店舗を訪れた主婦(45)は「現金は触りたくないから、最近はなるべくスマホ決済を使うようにしている」と話した。ライフは昨年9月から「PayPay(ペイペイ)」など複数のスマホ決済に対応。**キャッシュレスは「顧客だけでなく従業員保護にもつながる」(広報)と話す**。

オンラインコンサート

東洋経済オンライン「エンタメ界、「無観客ライブ」で乗り切れるか」(2020年4月17日)

- ネット配信を活用すれば、ライブ会場に観客を集めなくてもライブを行うことができる。
- 人気アイドルグループの**乃木坂46**は3月7日、国立代々木競技場第一体育館でのライブを中止。その代わりに、**ライブで歌う予定だった演目をライブ配信アプリ「SHOWROOM」で生配信**した。「当日は40万人を超えるファンに視聴いただき、(ライブの)疑似体験が好評だった」(SHOWROOM広報担当者)。
- ライブ配信アプリ「17 ライブ」を運営する**17 Media Japan**では、2月26日のイベント自粛要請以降、「格闘技などのスポーツからヨガスクールまで、種類を問わず問い合わせが以前とは比較にならないレベルで増えている」(小野裕史社長)という。
- 17 ライブでは配信方法を3つ用意しており、1つが**配信とともにグッズ販売を行うことができるライブコマース**。2つ目は、配信をみた視聴者が**配信者へプレゼント「ギフティング」(投げ銭)**を送るもの。そして、**課金した人のみが視聴できる有料配信**も用意している。

オンラインフィットネス

日本経済新聞電子版「広がる「宅トレ」需要、オンライン教室盛況 コロナで拍車」(2020年3月28日)

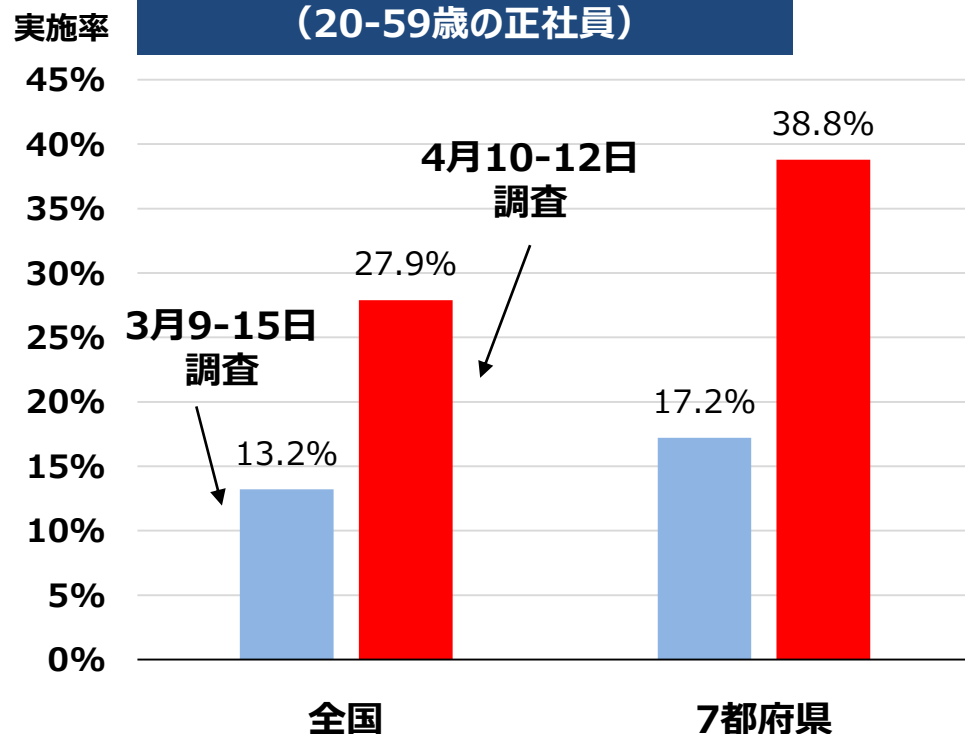
- **自宅で手軽にできるトレーニングのオンライン動画や関連グッズ**に人気が集まっている。自宅でバレーボールやサッカーの練習のほか、筋力トレーニングに励む人が増えている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、スポーツジムの閉鎖や部活動の中止が続くなか、オンラインのスポーツ教室まで登場し、人気に拍車がかかっている。
- 矢野経済研究所(東京・中野)は、フィットネスジムやスポーツ用品を含む国内のスポーツウェルネス関連の20年の市場規模は前年比4%増の1兆322億円と予測している。日常的に運動を楽しむ層の裾野の広がりが背景にある。**コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、宅トレ需要という、従来とは少し違った健康関連消費の需要が膨らんでいる**ようだ。

正社員のテレワーク実施率

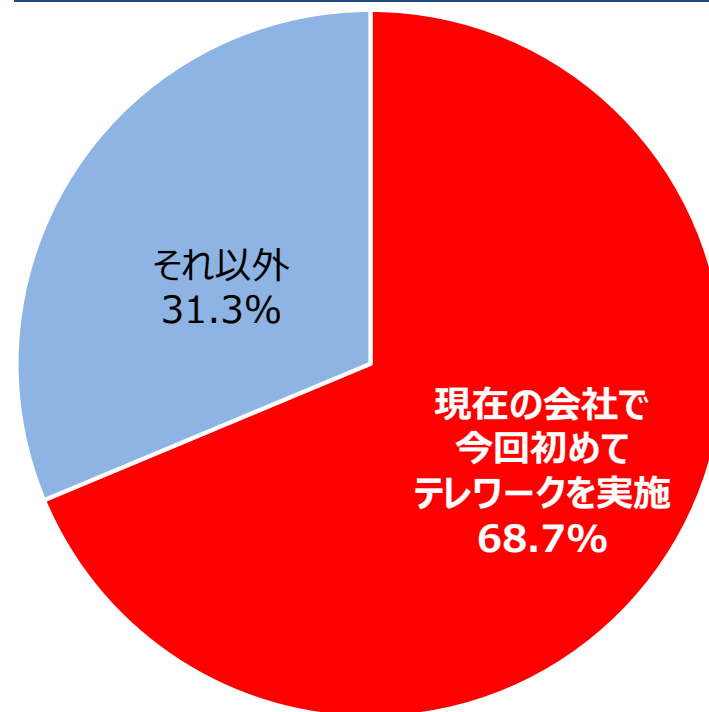
テレワーク

- 雇用者へのアンケート調査によると、正社員のテレワーク実施率は、2020年3月9-15日の13.2%から4月10-12日に27.9%に上昇。4月7日の緊急事態宣言の対象となった7都府県での実施率は38.8%まで上昇。
- テレワーク実施者の内訳を見ると、68.7%が今回初めて実施した者。

テレワーク実施率の推移 (20-59歳の正社員)



テレワーク実施者の内訳 (4月10-12日調査)



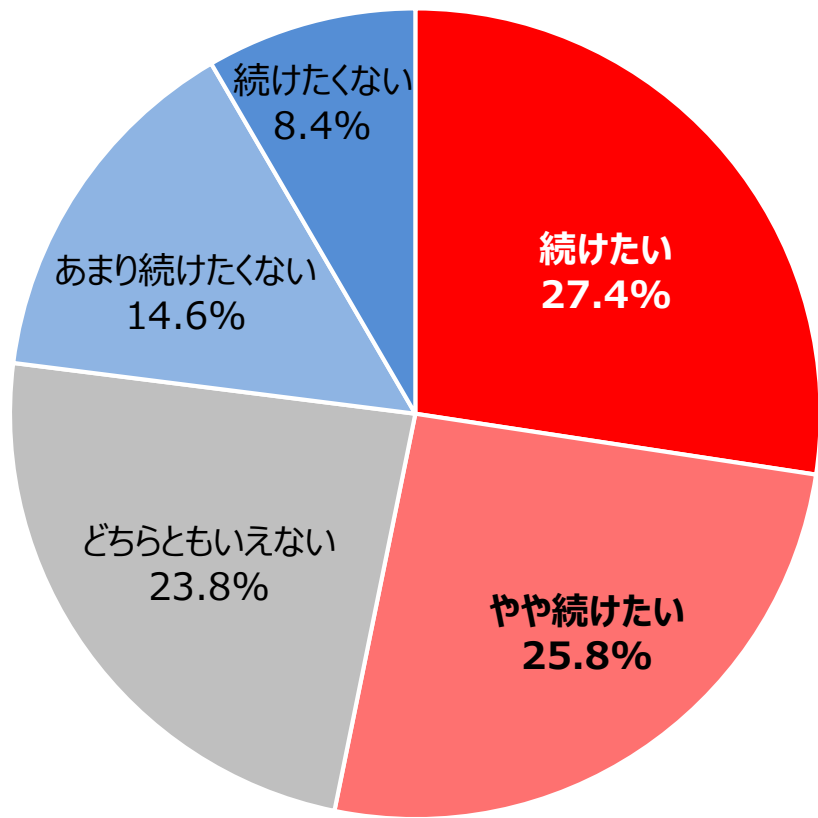
(注) 7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

全国の20-59歳の就業者男女2万5,769名を対象としたアンケート調査。左図の回答数は2万2,477名、右図の回答数は6,273名。

(出所) パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークの影響に関する緊急調査 第二回調査」を基に作成。

● 雇用者のアンケート調査によると、新型コロナウイルスが収束した後も、テレワークの継続を希望する者は53.2%。

新型コロナ収束後のテレワーク継続意向
(4月10-12日調査)



(注) 全国の20-59歳の就業者男女2万5,769名を対象としたアンケート調査。回答数は500名。
(出所) パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークの影響に関する緊急調査 第二回調査」を基に作成。

1. 概要

- 公衆衛生の専門家の助言に基づく、3段階のアプローチ。州・地域が経済活動を再開することを支援する指針。

2. 内容

＜段階ごとの判断基準＞ ※州知事の裁量により、州全体or郡ごとに実行可能。

州知事は、以下の基準を満たし、各段階を前進するため、地域ごとに取り組むべき。なお、地域の実情に合わせた修正は可能。

- ① 症状:14日間に報告されたインフルエンザ類似事例が減少傾向 かつ 14日間に報告されたコロナ類似症例が減少傾向
- ② 症例:14日間の書類報告件数が減少傾向 又は 検査件数が一定・増加している条件の下で、14日間の検査数全体に占める陽性件数の割合が減少傾向
- ③ 病院:危機ケアを除き患者全員を治療 かつ 抗体検査を含め、リスクのある医療従事者向けに充実した検査プログラムが存在

(1)第1段階:上記基準を満たした州・地域向け

①個人

- 全ての弱い個人(注)は、屋内退避を続けるべき。弱い個人がいる世帯のメンバーは、職場や距離の確保が難しい場所に復帰するとウイルスを自宅に持ち込む可能性があることを認識すべき。弱い同居人から隔離するよう予防策を講じるべき。
- 全ての個人は、外出の際(公園、アウトドア、商業エリア等)、他人からの物理的距離を最大化すべき。距離確保が難しい10人以上の社会的集まりは、予防策が遵守されない限り、避けるべき。
- レセプションや展示会など、10人以上のグループによる社会活動で、適切な物理的距離が確保できないものは回避。
- 必要不可欠ではない旅行を最小化し、旅行後の隔離に関するCDCガイドラインを遵守。

②雇用主

- 事業運営との関係で可能な場合は、テレワークの奨励を継続。可能な場合は、段階的に仕事に戻る。
- 従業員が集まり接触しやすい共有エリアを閉鎖、もしくは社会的距離を確保するための厳しい措置を遵守。
- 必要不可欠ではない旅行を最小化し、旅行後の隔離に関するCDCガイドラインを遵守。
- 弱い従業員には特別待遇を強く考慮。

③特定分野の雇用主

- 現在閉鎖中の学校や若者の組織活動(保育、キャンプ等)は、引き続き閉鎖すべき。
- 高齢者生活施設や病院への訪問は禁止すべき。入居者や患者と接触した者は、衛生に関する厳しい措置を遵守。
- 大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、厳しい物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。
- CMSガイドラインを遵守する施設では、外来患者に対し、臨床的に適切な場合は、選択的な手術を再開できる。
- ジムは、厳しい物理的距離の確保と衛生の措置を遵守している場合は、運営可能。
- バーは閉鎖を続けるべき。

(2)第2段階:リバウンドの証拠が無く、上記基準を2度目に満たした州・地域向け

①個人

- 全ての弱い個人は、屋内退避を続けるべき。弱い個人がいる世帯のメンバーは、職場や距離の確保が難しい場所に復帰すると、ウイルスを自宅に持ち込む可能性があることを認識すべき。弱い同居人から隔離するよう予防策を講じるべき。
- 全ての個人は、外出の際(公園、アウトドア、商業エリア等)、他人からの物理的距離を最大化すべき。距離確保が難しい50人以上の社会的集まりは、予防策が遵守されない限り、避けるべき。
- 必要不可欠ではない旅行を再開できる。

②雇用主

- 事業運営との関係で可能な場合は、テレワークの奨励を継続。
- 従業員が集まり接触しやすい共有エリアを閉鎖、もしくは社会的距離を確保するための適度な措置を遵守。
- 弱い従業員には特別待遇を強く考慮。

③特定分野の雇用主

- 学校や若者の組織活動(保育、キャンプ等)は再開できる。
- 高齢者介護施設や病院への訪問は禁止すべき。入居者や患者と接触した者は、衛生に関する厳しい措置を遵守。
- 大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、適度な物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。
- CMSガイドラインを遵守する施設では、外来患者・入院患者に対し、臨床的に適切な場合は、選択的な手術を再開できる。

- ジムは、厳しい物理的距離の確保と衛生の措置を遵守している場合は、運営可能。
- バーは、適切な場合は、立席の人数を減らした上で、運営可能。

(3)第3段階:リバウンドの証拠が無く、上記基準を3度目に満たした州・地域向け

①個人

- 全ての弱い個人は、公共接触を再開できるが、物理的距離を確保すべき。予防策が講じられない限り、距離確保が難しい社会的集まりを最小化すべき。
- リスクの低い個人は、混雑した環境で過ごす時間の最小化を考慮すべき。

②雇用主

- 職場において、無制限の人員配置を再開。

③特定分野の雇用主

- 高齢者介護施設や病院への訪問は再開できる。入居者や患者と接触した者は、衛生に注意。
- 大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、限定的な物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。
- ジムは、標準的な物理的距離の確保と衛生の手順を遵守している場合は、運営可能。
- バーは、適切な場合は、立席の人数を増やして、運営可能。

(注)弱い個人(Vulnerable Individuals): 高齢者。深刻な既往症(高血圧、慢性肺疾患、糖尿病、肥満、喘息等)を持つ個人。がん向け化学治療等により免疫システムが低下している個人。

ドイツ連邦政府と州政府の制限措置緩和等に関する合意(2020年4月15日)の概要

1. 概要

接触制限措置の継続、一部緩和を実施。

2. 内容

1. 店舗・学校の再開について

- 下記の店舗については、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止)を前提に再開を認められる。
 - ・ 売場面積800平方メートル以下の全ての店舗(4月20日以降の再開)
 - ・ 自動車・自転車販売店、書店(4月20日以降の再開)
 - ・ 理髪店(5月4日以降の再開、防護具の使用を前提)
 - 学校は5月4日以降段階的に再開。まず5月4日以降、卒業試験や進学試験を控えている(高校や小学校の)最終学年等を再開。
 - 宗教的な集会(礼拝や祈祷)は、適切な感染症対策を前提に再開を認められる※。
 - 下記の施設については、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止)を前提に再開を認められる※。
 - ・ 博物館、美術館、展示会、記念碑
 - ・ 動物園、植物園
- ※4月30日付で新たに緩和を決定。再開時期など詳細は州ごとに規定。

2. 行動制限等について

- 家族などの同居人以外との接触は、最小限とするよう引き続き要請。
- 公共の場では、引き続き最低1.5メートル以上の距離を保つ必要。
- 私的な旅行や私的な訪問(親戚の訪問を含む)については、国内外を問わず行わないよう引き続き要請。
- 公共の場や私的空間におけるパーティーなどの集会は禁止。
- コンサートやスポーツ観戦などの大規模イベントは、少なくとも8月31日まで禁止。

3. その他

- 公共交通機関の利用や買い物に際し、マスクの着用を強く推奨。
- 感染者との接触を特定するため、欧州レベルにおけるトレーシング・アプリの開発を支持する。ただし、アプリの利用については、利用者の自由意志に基づくものとする。

フランス・フィリップ首相の外出制限措置の解除計画(2020年4月28日)の概要

1. 外出制限措置の延長

- 段階的に、確実に、賢明に、外出制限を解除していくべき。
- 5月11日以降の外出制限措置の解除方針を説明。ただし、状況が悪化すれば、外出制限措置の解除は11日より後ろ倒しする。
- 6月2日以降、新しいフェーズに入ることを期待。ただし、第2波が確認された場合は、再度外出制限措置を講じる。

2. 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症と共に生きることを学び、新型コロナウイルス感染症から身を守ることを学ぶこと。
- 第二波のリスクに備え、徐々に、着実に、段階的に再開していくこと。
- 地域ごとの違いを考慮して対応すること。

3. マスク

- 5月11日以降は、十分な量のマスクの供給が可能。

4. 検査・隔離体制の拡充

- 5月11日以降は、週に70万件の検査を行う。全ての検査は医療保険で100%カバーする。
- 陽性反応が出た場合、各県は濃厚接触者を特定し、検査する。
- 陽性者は自宅又は地方公共団体が借り上げるホテルに2週間隔離されなければならない。
- STOPCOVIDアプリ(接触警告アプリ)は準備ができ次第議論し、採決する。

5. 学校再開

- 保育園、幼稚園、小学校は、クラスの人数を制限した上で、5月11日以降再開を可能とする。ただし、登校は自由。
- 中学校は、マスク着用を義務化のうえ、5月18日以降再開を可能とする。
- 高校は、当分閉校。5月末に、6月2日から再開できるか検討。

6. 企業への要請

- 企業には、6月2日までテレワークの継続を要請。
- 各業種ごとにコロナ対応マニュアルを作成(現在は33種類。今後60種類まで拡大し、全業種をカバーする予定)。

7. 商業施設の再開

- カフェ・レストラン・バー・ディスコ・大型ショッピングモール(4,000㎡以上)を除く商業施設は5月11日より営業の再開が可能。
- カフェ・レストラン等は、5月末に、6月2日以降の再開の可否を判断。

8. 外出制限の解除

- 5月11日以降は、100km以内の移動は移動証明書なしで可能。100kmを越える移動又は県外への移動は特別な場合(家族の理由等)に限られ、引き続き移動証明書が必要。
- タクシーを含め、公共交通機関を利用する際はマスクの着用を義務化。
- ウイルスの流行が活発でない県では公園等も解放。図書館・地方の小規模な美術館は5月11日以降再開。
- 大型美術館、博物館、映画館、コンサートホール、パーティールームは引き続き閉鎖。
- 大型フェスティバル、スポーツイベント、主要な見本市、5,000人以上が集まる全てのイベント等は、引き続き9月まで禁止。
- 宗教施設は5月11日以降再開。ただし、宗教行事は6月2日まで禁止。

EUの経済活動再開ロードマップ(2020年4月15日)の概要

各国動向

1. 概要

○ 欧州委員会は、コロナウイルス感染拡大に伴う制限措置の段階的な解除に向けた共通ロードマップを公表。

2. 内容

(1) 制限措置を緩和する時期を判断する基準

- ① 新規感染者数、入院・集中治療者数の継続的減少など、感染拡大が安定していることを示す疫学的基準。
- ② 集中治療室や病床の稼働率など、十分な医療能力。
- ③ 感染者を早期に発見・隔離するための大規模な検査能力や追跡能力など、適切な監視能力。

(2) 制限措置の解除の際に必要な措置

- ① 標準化されたデータの収集と、充実した報告・接触追跡システムの開発。
- ② モバイルアプリケーションの活用による、感染者との接触を避けられる枠組みの構築。
- ③ 検査能力の拡充と検査手法の共通化。医療提供体制の能力・耐性の向上。
- ④ マスク等、医療用・個人用の感染防止保護具の供給拡大。
- ⑤ 安全で効果的な治療法・薬剤の開発。また、コロナウイルスを根絶するワクチンの開発と速やかな導入。

(3) 加盟国への勧告

- ① 制限解除は段階的に実施し、その影響を測定する十分な時間を確保すること。
- ② 高齢者や慢性疾患の方など必要度の高い者の保護を維持しつつ、その他のグループへの制限を解除すること。
- ③ 国内の地域的な状況を踏まえ、解除対象を地域レベルから徐々に広域化させること。
- ④ 域内の国境管理の解除を加盟国間で協調的に実施し、その次の段階として、EU域外との国境管理の緩和に進むこと。
- ⑤ 経済活動の再開は段階的に実施すること。国民全体が同時に職場復帰しないようにすること。
- ⑥ 市民活動の制限は、学校・大学、商業施設、飲食店、大規模集会など、活動ごとの特性を考慮した方法で漸進的に進めること。
- ⑦ ウイルス拡散を防止する取組を維持すること。国内の状況を継続的に監視し、必要な場合には、制限措置の再開に備えること49

EUの「再生に向けたロードマップ」(2020年4月23日)の概要

1. 基本方針

- ① 再生計画は加盟国の連帯、結束、意見の合致に基づくこと。
- ② 再生へのアプローチは柔軟で機動的、そして進化していくものであること。
- ③ 再生は包摂的で、加盟国・地域、産業会、市民社会その他の関係者に共有されたものであること。
- ④ 法の支配に対する完全なる尊重、基本的な価値と権利は断固として守られること。

2. 4つの重点分野

(1)完全に機能し復活する単一市場

- 欧州単一市場の深化が必要。悪影響を受けたバリューチェーン・サプライチェーンの再構築が必要。
- 経済再開にあたり、グリーン経済への移行とデジタル・トランスフォーメーションが中心的・優先的な役割を果たす。クリーン技術やデジタル技術への投資と循環経済が、経済回復に向けた国際競争において先行者優位をもたらす。
- ダイナミックな産業政策によるEUの戦略的自律性の確保が必要。欧州において不可欠な製品を生産し、戦略的なバリューチェーンに投資し、これらの分野で第三国への過度な依存を削減することが急務。
- 医療分野等において、予見しがたい事象に対処するための、より強靱なインフラを整備することが必要。

(2)前例なき投資努力

- 経済回復のためには「マーシャル・プラン」のような投資努力が必要。その際、EU・加盟国政府の投資と民間投資の協調が必要。
- 特に、グリーン・デジタル経済や循環経済への移行に巨大な投資が必要。このために、欧州グリーン・ディールが重要。
- 今後、欧州委員会が予算規模やタイムフレーム等について提案を提出予定。

(3)グローバルな行動

- 国連、WTO、G20、G7との協調。特に、貿易フローの再確立が最も重要。同時に、経済支援が重要。

(4)機能するガバナンスのシステム

- EU機関と加盟国の補完的な協力体制の構築。危機の協調管理。法の支配と人間の尊厳の維持。

米国の航空産業に対する支援措置

金融支援

- 米国は、3月27日に成立したコロナウイルス経済対策法（CARES法）において、米国政府による航空産業への融資・債務保証や補助金措置を導入。

米国の航空産業に対する支援措置

支援規模	支援概要	支援要件
170億ドル (1.9兆円)	「安全保障の維持に重要な事業」への融資・債務保証 ※ボーイング社を念頭に置いている。	<p><共通要件></p> <p>① 配当・自社株買いの禁止 (支援期間中から返済後1年間後まで)</p> <p>② 役員・従業員に対する報酬の上限設定 (2019年の報酬が42.5万ドル(4,700万円)以上の場合、2019年の報酬水準に固定) (支援期間中から返済後1年間後まで)</p>
290億ドル (3.2兆円)	<p>航空会社への融資・債務保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客航空会社向け：250億ドル ・貨物航空会社向け：40億ドル 	<p><航空会社への融資・債務保証の支援要件></p> <p>③ 運輸長官が必要と認めた路線の維持</p> <p>④ 財務長官に新株予約権・優先株等を提供</p>
320億ドル (3.5兆円)	<p>航空会社の従業員給与を支援する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客航空会社向け：250億ドル ・貨物航空会社向け：40億ドル ・航空会社の請負業者向け：30億ドル 	<p>① 補助金の全額を従業員の給与支払いに利用しなければならない</p> <p>② 従業員の解雇・休業・給与削減の禁止 (2020年9月末まで)</p> <p>③ 配当・自社株買いの禁止 (2021年9月末まで)</p> <p>④ 役員・従業員に対する報酬の上限設定 (2022年3月まで)</p> <p>⑤ 運輸長官が必要と認めた路線の維持</p> <p>⑥ 財務長官に新株予約権・優先株等を提供</p>

(注) 米国財務省は、為替安定化基金 (ESF : Exchange Stabilization Fund)) を通じて、融資・債務保証を実施する。

(出所) 「U.S. DEPARTMENT OF THE TREASURY」を基に作成。

米国の金融支援プログラム

- 米国は、リーマンショック後に、不良資産救済プログラム（TARP）を導入し、金融機関、自動車産業、保険会社、住宅産業等の支援に活用されたが、資本注入の対象は銀行・金融会社のみとなっている。
- 総額4,470億ドルのうち、銀行に2,451億ドル（55%）、自動車産業に824億ドル（18%）を使用。

不良資産救済プログラム（TARP）の概要

- ✓ 2008年10月に成立した「緊急経済安定化法」に基づき設立。
- ✓ 財務長官に対し、金融機関から7,000億ドルの不良資産の買い上げを行う権限を付与。以下の目的に活用。

①銀行支援プログラム

- ・銀行（バンクオブアメリカ、シティ等）への**資本注入**

②信用市場プログラム

- ・銀行から不動産担保証券の購入

③AIG支援

- ・保険会社（AIG）への**資本注入**

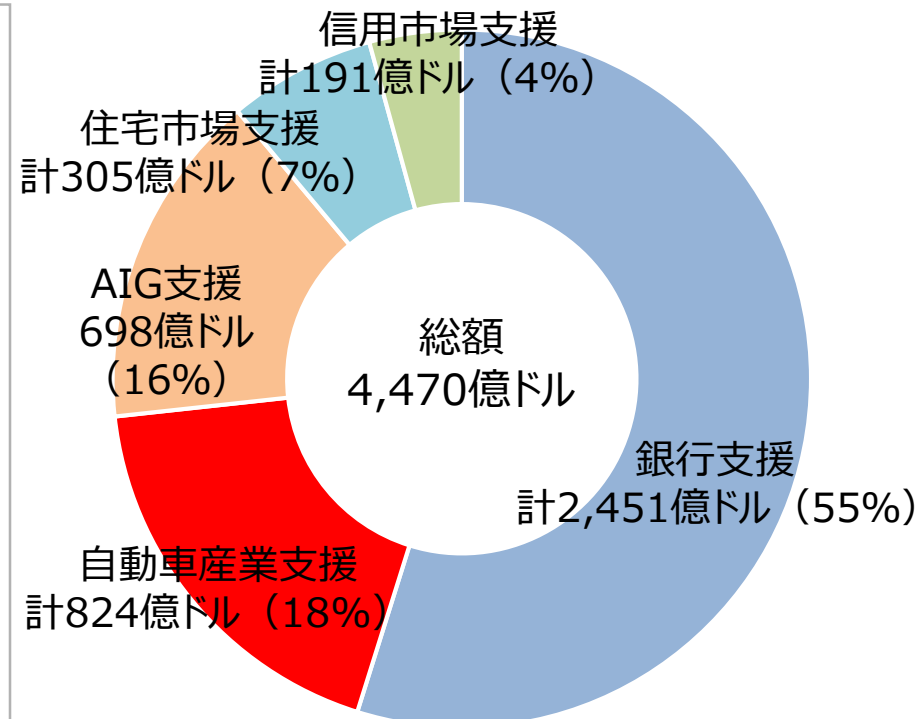
④自動車産業支援プログラム

- ・自動車会社（GM・クライスラー）への融資
- ※破産手続の中で債務の株式化（DES）によって株式取得
- ・自動車金融会社への**資本注入**

⑤住宅市場プログラム

- ・住宅金融会社による不動産担保融資の変更支援

支援金額の内訳



(注) 予算規模は当初2500億ドル、議会決議により7000億ドルに拡大（2009年1月）。2010年7月成立の金融規制改革法（ドッド・フランク法）により4750億ドルに縮小。
(出所) U.S. Department of the Treasury 「Monthly TARP Update」、 「TARP Investment Program Transaction Reports」を基に作成。

米国の自動車産業の事例

- 米国政府は、リーマンショック後に、ゼネラル・モーターズ（GM）とクライスラーの事業再生を支援。いずれも融資による支援であり、破産手続に移行後、債務の株式化（DES）により株式を取得。

自動車産業支援の概要

対象企業	支援規模	支援措置	支援終了時期
ゼネラル・モーターズ（GM）	510億ドルの融資 （5.6兆円）	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年6月に破産手続（チャプター11）に移行。 ・事業再生計画に基づき、従業員の削減、車種の削減・売却、13工場の閉鎖、債務削減等を実施。 ・米国政府は融資により支援。破産手続に移行後、債務の株式化（DES）により、60.8%の株式を取得。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年11月に再上場。 ・2013年12月に米国政府による株式の売却を完了。 ・米国政府は397億ドルを回収。
クライスラー	125億ドルの融資 （1.2兆円）	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年1月にフィアット（イタリア）との提携を発表。2009年4月に破産手続（チャプター11）に移行。 ・事業再生計画に基づき、工場閉鎖、車種の削減・売却、債務削減等を実施。 ・米国政府は融資により支援。破産手続に移行後、債務の株式化（DES）により、9.9%の株式を取得。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年5月にクライスラーは米国政府に融資を全額返済。 ・米国政府は112億ドルを回収。 ・2014年10月にクライスラーはフィアットと合併、フィアット・クライスラー・オートモービルズに。
GMAC（GMの金融子会社）	172億ドルの出資・融資 （2.1兆円）	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年12月に銀行持株会社化。2010年5月にアリー・フィナンシャルに名称変更。 ・米国政府は優先株式の取得により資本注入。優先株式の普通株式への転換により、73.8%の株式を取得。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年4月に上場。 ・2014年12月に米国政府による株式の売却を完了。 ・米国政府は196億ドルを回収。

● 日本航空は、2010年1月に会社更生法の適用を申請。更生計画の下で、企業再生支援機構の出資等の金融支援を受けて、経営再建を実施。2012年9月に東証に再上場し、企業再生支援機構の株式を売却。

日本航空再生に向けた措置・取組

金融支援の内容

- ① 既存株主の全株式（2,510億円）を消却
- ② 企業再生支援機構が3,500億円を出資
➢ 2012年9月の再上場時に6,483億円で売却
- ③ 金融機関による債権放棄
➢ 一般債権の87.5%(総額5,215億円)

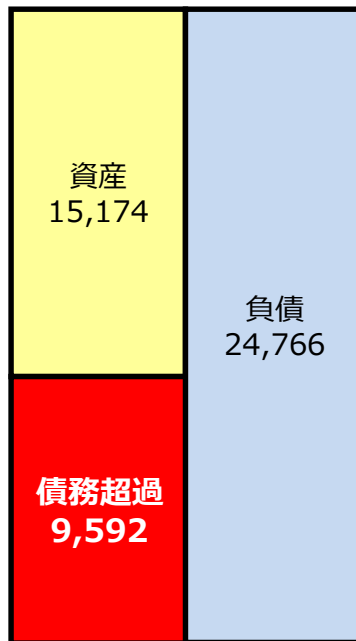
事業再生の内容

- ① 経営陣の交代（2012年2月に稲盛会長就任）
- ② 大幅な事業見直し
 - ・国際線4割削減、国内線3割削減
 - ・機材数3割削減、運航機種数の削減 等
- ③ 固定費の削減
 - ・人員削減（48,000人→32,000人）
 - ・人件費削減（約2割）
 - ・企業年金削減（現役約5割、OB約3割）等

日本航空の財務状況

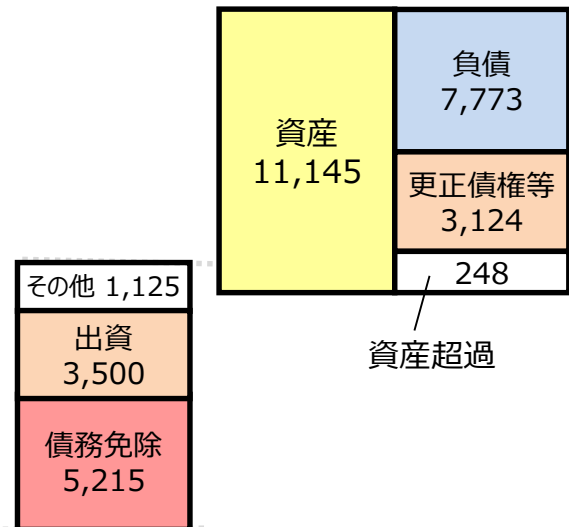
再生前(2010年3月末)

債務超過 9,592億円



再生後(2011年3月末)

債務超過解消



(注) 財務状況は、連結概算ベース。更正債権とは、会社更生手続において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権のこと。
(出所) 国土交通省 航空局「日本航空の再生について」（2012年11月）を基に作成。

- ダイエーは、2004年12月に産業再生機構による支援を決定。産業再生機構やスポンサーの出資等の金融支援を受けて経営再建を実施。2006年8月に産業再生機構が保有株式を丸紅に譲渡。

ダイエー再生に向けた措置・取組

金融支援の内容

- ① 既存株主の減資
 - ・普通株式は99.6%の減資、10株を1株とする株式併合。
 - ・金融機関の優先株式1,920億円（82.8%）は無償消却。
 - ・その他400億円（17.8%）は普通株式に転換し、株式併合。
- ② 産業再生機構・スポンサーの1,100億円の出資
 - ・産業再生機構：500億円（400億円は債務の株式化（DES）、100億円は現金出資）
 - ※2006年8月に産業再生機構は丸紅に株式を譲渡
 - ・イオン・丸紅：600億円
 - ※2014年9月にイオンがダイエーを完全子会社化。
- ③ 金融機関による債権放棄（4,050億円）

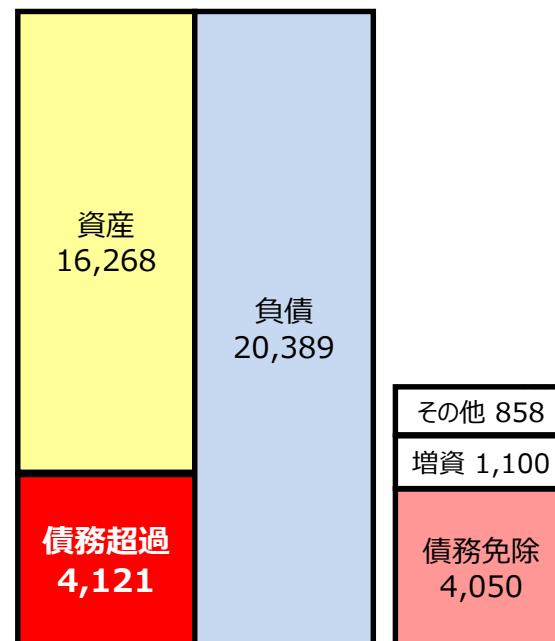
事業再生の内容

- ① 経営陣の交代（2005年5月に林会長・樋口社長就任）
- ② 大幅な事業見直し
 - ・不採算店舗の閉鎖（54店舗）
 - ・小売事業以外のノンコア事業の売却（ダイエーホークス等）
 - ・イオン・丸紅との共同仕入・共同調達等
 - ・人員構造改革（希望退職1,456名の実施）

ダイエーの財務状況

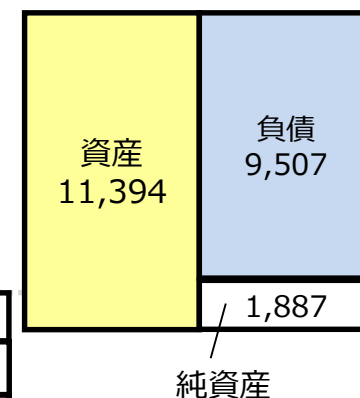
再生前(2005年2月末)

債務超過 4,121億円



再生後(2007年2月末)

債務超過解消



(注) 財務状況は、連結決算ベース。
 (出所) 産業再生機構「支援企業に関する発表資料（ダイエー）」、ダイエー「有価証券報告書」を基に作成。

- 劣後ローン・劣後債は、一般債権よりも返済順位の低い、自己資本としての特性を持つ債務であり、金利が通常のローン・債券よりも高く設定されるものの、財務体質の改善手段として民間企業に活用されている。

劣後ローンの事例

出光興産（2016年3月31日）

- ・借入契約金額：1,000億円
- ・弁済期限：60年
- ・資本性評価：75%
- ・適用利率：6ヶ月円LIBORをベースとした変動金利
（2021年以降：1.00%ステップアップ）

武田薬品（2018年10月26日）

- ・借入契約金額：5,000億円
- ・弁済期限：60年
- ・資本性評価：50%
- ・適用利率：6ヶ月円TIBOR+2.00%
（2028年～2044年：2.25%ステップアップ、
2044年以降：3.00%ステップアップ）

劣後債の事例

三菱商事（2015年6月18日）

- ・発行総額：2,000億円
（第1回：680億円、第2回：920億円、第3回：400億円）
- ・発行価格：額面の100%
- ・償還期限：60年
- ・資本性評価：50%
- ・当初利率：第1回：3ヶ月円LIBOR+1.00%、
第2回：1.31%、第3回：1.68%

武田薬品（2019年6月6日）

- ・発行総額：5,000億円
- ・発行価格：額面の100%
- ・償還期限：60年
- ・資本性評価：50%
- ・当初利率：1.72%（2024年10月以降：6ヶ月円LIBOR
+期間に応じたマージン（1.75%～2.75%））

- 優先株式は、配当や会社清算時の残余財産の分配において、普通株式より優先した取扱いを受ける権利を有する一方、議決権に一定の制限が付された株式。
- 特に、無議決権優先株式は、経営の自立性を確保しつつ、自己資本の増強や債務超過の解消を図る手段として民間企業に活用されている。

無議決権優先株式の発行事例

SUMCO（半導体ウェーハ、2012年5月11日）

- ・発行総額：450億円
- ・割当先：住友金属 150株、三菱マテリアル150株
 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ150株
- ・優先配当金：2.5%
- ・議決権：付与せず
- ・調達の目的：自己資本毀損の改善のために調達

千代田化工建設（エンジニアリング、2019年7月1日）

- ・発行総額：700億円
- ・割当先：三菱商事
- ・優先配当金：3.0%
- ・議決権：付与せず
- ・調達の目的：債務超過解消のために調達

トクヤマ（総合化学、2016年6月27日）

- ・発行総額：200億円
- ・割当先：ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ
- ・優先配当金：5.0～6.5%
- ・議決権：付与せず
- ・調達の目的：自己資本毀損の改善のために調達

曙ブレーキ（自動車部品、2019年9月30日）

- ・発行総額：200億円
- ・割当先：ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ
- ・優先配当金：4.0～5.5%
- ・議決権：付与せず
- ・調達の目的：事業再生ADR手続の合意を前提に、経営再建のために調達